

平成 26 年 第 4 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 83 号

平成 26 年第 4 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 11 月 25 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 26 年 12 月 8 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 26 年第 4 回まんのう町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 26 年 12 月 9 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 16 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 本屋敷 崇	8 番 白 川 年 男
9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
11 番 藤 田 昌 大	12 番 松 下 一 美
13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
15 番 川 原 茂 行	16 番 関 洋 三

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
--------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進 議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
産業経済課長	久留嶋 一 之	琴南支所長	雨 霧 弘
仲南支所長	和 泉 博 美	学校教育課長	尾 崎 裕 昭
社会教育課長	脇 隆 博	水道課長	天 米 賢 吾
地籍調査課課長	高 橋 守	建設土地改良課課長補佐	三 好 博 文

○関洋三議長 おはようございます。

執行部、建設土地改良課長、池田勝正君公務のため、課長補佐、三好博文君が出席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において13番、三好勝利君、14番、大西豊君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○関洋三議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、田岡秀俊議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

私の今回の一般質問は二つ、まず一つ目、どうする水道事業ということであります。

人が生きていく上でなくてはならぬものである水、今回は今後の水道事業について伺いたいと思います。

先日、新聞紙上におきまして、水道事業統合へという大きな記事が出ていました。給水人口の減少や施設の老朽化などの課題を踏まえ、一元化による運営の効率化で経営基盤を強化し、安定給水体制を整えるということで、県と8市8町が一元化、広域化の方針で合意したというものであります。

市町村が運営する水道事業の維持管理に必要な費用は、料金収入で賄う独立採算制が原

則であります。

県の試算によりますと、まんのう町の場合、このまま単独経営を続けると、12年後の2026年度には今の水道料金の約2倍近くの6,602円、2043年度には、月額20立米の場合ですが、2.5倍近くの8,442円になると示されております。

県の考えを踏まえて、今後の我が町の水道事業をどう運営していくのか、県の方針どおり一元化でいくのか、あくまで町単独でいくのか、町長のお考えをお聞かせいただくのですが、この中でやはり広域化、あるいは単独経営の場合のメリット、デメリットを示していただきたいと思います。

それから、現在と将来の水道料金、県の試算は、今、私のほうが申しましたが、水道料金の推移、水道管、施設の耐震整備と老朽化の状況、それから将来的に財政のシミュレーション、こういうことも大事です。借金と剰余金の関係が財政的にどういうふうになっていくのかというシミュレーション、それからまんのう町の場合は上水と簡水がございます。それを一元化というか一緒にしてどうなのかということです。今のは広域化と単独化の問題。それとミクロと申しますか、現在、まんのう町の水道事業の状況、未給水、未加入世帯がどのくらいあるのか。これは2番目の質問の定住促進という部分にも絡んでくるかわかりませんが、住民にどれだけ負担をかけずにそういう未加入、未給水の地域をどう解消していくか、どのように整備していくか、今、いろいろ申しましたが、そういうことを総合的に勘案して、現在の町長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 答弁者、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員の御質問にお答えいたします。

水道事業の広域化というのは、直島町を除く県内8市8町の水道事業を企業団として一本化しようというものでございます。

この広域化に至った県内水道事業の課題といたしましては、1番、給水人口の減少により、給水収益が減少する。

2番目が、収益の減少に伴い、今後、増大していく施設の更新による経営の悪化が予想され、単独経営が厳しくなる。

3番、近年、気象変動により頻発している香川用水の取水制限による供給力の低下に対応するために、香川用水と県内の水道事業者が管理する自己水源との一元管理による再編が必要である。

4番、東南海・南海大地震の発生に備えて、早急に耐震化を推進する必要がある。

5番、水道事業に従事する専門職員が減っていくため、人材の確保と技術力の継承を図る必要がある。

これらのことから、課題を克服するためには、個々の水道事業体で対応していくより広域化が有効であるということで、各事業者が広域化への参加の可否を判断するために、基本的事項の取りまとめが進められてきたところでございます。

さきに説明いたしました五つの課題の中で、特に当町にとって広域化への参加の可否判断を下す大きな要因は２点でございます。

まず１点目は、香川用水及び県内自己水源の一元化ですが、広域化に参加すれば、経営基盤強化のための当然施設の統廃合が行われます。当町においては、四条浄水場が廃止となり、この給水区域（給水人口５，０２８名）は香川用水が導入され、水道課にとっては当該浄水場の維持管理及び水源の管理に係る経費と人的経費の削減につながりますが、当町は水道事業創設以来、香川用水に依存することなく、県内唯一の自己水源率１００％で運営してきており、過去幾度の大きな渇水時においても、給水制限することなく乗り越えてきているのも事実でございます。

２点目は、広域化に参加しないと単独で経営を続けることが本当に厳しくなるのかという点でございます。

確かに自己水源を守るがゆえに広域化に参加せず水道経営を悪化させ、大幅な料金値上げにつながることは絶対に避けなければなりません。このことは大変重要であるため、改めて本町の水道課で、上水道と簡易水道統合後の平成２９年から平成５５年までの２７年間で単独経営となった場合の試算を進めさせております。

新聞報道でもありましたように、広域化に参加しなかった場合の水道料金は、平成５５年度時点で現在の２．４８倍になるという県の試算になっております。この２．４８倍になった根拠資料についても、県に提出した当町の資産台帳の再確認と見直しを行い、その数字の妥当性について水道課独自で調査を行っているところでございます。

なお、県の試算には琴南地区及び仲南地区全域の簡水事業区域が含まれておらず、広域化発足後、企業団には加えるということですが、当町としては簡水事業も試算段階で加えなければ適正な判断が難しいと考えております。

また、水道料金設定においても、当町は県内１７市町のうち高いほうから７番目であるため、これらのことも含めての精査を行ってまいります。

なお、独自試算では、上水の本年度末償還残高の元利合計９億５，３４８万３，０００円、簡水の１１億４，７１８万２，０００円、剰余金５億５７６万８，０００円及び、今後、発生する企業債及び剰余金、更新事業により発生する減価償却費等全ての取り扱いを勘案した財政シミュレーションを作成しておりますので、完成次第、早急に議会に図り、将来にわたっての水道事業及び本町住民にとって最善となる結論を導き出したいと考えております。

定住化促進の件については、人口流失に歯どめをかけ、かつ、宅地化促進により人口流入を促すことは、当然水道料金の収益増につながり、給水区域での水道普及率９８．３１％のさらなる向上にもなります。

また、今後、宅地化が見込まれる場所で、かつ、配水管の未整備の主要幹線道及び新設予定の道路に設備投資を行うことは、水道事業体の責務かつ経営戦略でもありますので、老朽管及び老朽設備の更新とあわせて整備を促進してまいりたいと考えております。

さらに、現在、一般家庭用の新設加入金が口径１３ミリで税込み６万４，８００円、２０ミリが１０万８，０００円となっておりますが、少しでも新規水道受給者の負担軽減を行うことを考えております。

この水道事業における定住化促進（案）につきましても将来の経営にかかわることであり、広域化を考える上でも重要なことでもありますので、あわせてお諮りし、総合的な判断を下したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、３番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 今、町長のほうから答弁いただきましたが、定住促進に関しましては、できるだけやはり、今、人口減少の対策をどうするか、全国で取り組んでおるところです。そういう面におきましても、できるだけ住民には負担をかけずに整備していくというのはやっていくべきだろうと思ってます。その点はまたよろしく願いしたらと思います。

それから、一つ目の大きい問題ですが、広域化か単独経営でいくのかと。

今、町長の答弁の中にも県の試算は出ておると。今、町のほうで将来にわたる試算をしてシミュレーションをやっておる途中であるということで、お話の中にも、借金と申しますか、償還金の残高が上水が約９億円、簡水が約１１億円の合計２０億円、剰余金が５億円、それが、最初、僕も申しましたように、独立採算が原則ですから、一般会計のほうから幾らでも繰り入れをするわけにはいかんのです。その辺も勘案して、一番私が心配なのは、２年ぐらい前にもインフラの老朽化の対策とか問題を指摘したと思うんですが、施設、水道管の更新問題、更新需要がどれぐらいあるのかというのを、水道管の場合は普通のインフラと違って、地面の中ですからはっきりとわからんのです。例えば橋とか建物だったら、これはちょっとコンクリート片が落ちたり、ひび割れとるとというのが目で見てわかる部分もあります。水道管の場合はわかりません。そこら辺もデータももちろんあると思いますが、そういう点で、例えばことしも新聞記事でもいろんなところで、テレビのニュースなんかでも、突然道の真ん中で水道管が破裂して、水が１０メートルも吹き上げよとということをたまに見ます。

ことし６月にも大津市のほうで水道管が突然破裂して、１万２，０００世帯で水が濁るとか、送れないというふうな被害、それから北九州市でもことしの６月、古い水道管の破裂による事故で、歩道が陥没するというような事故の報告も新聞紙上にあります。そのあたりも十分勘案して、私、広域がいいか単独でいくかというふうな判断は、まだそこらまでの知識はございませんので、この点については町長のほうで将来を見据えて、まんのう町の住民にとってどういう判断をしたら一番いいのか、賢明な判断を下していただきたいと、そのあたりでとめておきたいと思いますので、それはまた、今後、さっきの答弁の中で議会のほうにも話していただけるということですので、それを待つということにしたいと思います。

答弁は結構ですので、２番目の質問に行きます。

○関洋三議長 一旦お座りいただいて、以上で、１番目の質問を終わります。

続きまして、3番、田岡秀俊君の2番目の質問を許可いたします。

3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

定住化促進のための新規施策はということであります。

ことしの9月の定例議会で、私の一般質問で少子化、人口減対策として、子育て世帯の定住策に重点を置き取り組んでいくという町長からの答弁をいただきました。

さて、一步進めて、27年度のそれについての具体的な施策を考えておられるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

国においてもまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、石破地方創生大臣はその地方に合った地方創生のためのアイデア、具体的施策を出しなさいと。いいものには支援を惜しまないと申しております。ぜひ国に認められるような新規施策を打ち出すべきであると思います。そのあたりの考えをお聞かせいただきたいと思います。

○関洋三議長 答弁者、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員の質問にお答えいたします。

田岡議員の御質問は、少子化、人口減少の対策として、来年度、子育て世帯の定住に重点に置いた具体的な新規施策はあるのかとの御質問でございます。

政府は、本年9月3日、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、人口減少や東京一極集中の歯どめ、地域課題の解決などの基本方針を示しました。

また、長期ビジョン、総合戦略骨子(案)なども示されてはおりますが、基本法であるまち・ひと・しごと創生法案、地域再生法の一部を改正する法律案は11月21日に可決、成立の運びとなりましたが、まだ具体的な総合戦略は示されておられません。

衆議院総選挙後には国の総合戦略が定められ、これに沿って県の総合戦略が、国、県の総合戦略に沿った形でまんのう町の総合戦略を定めることになると考えております。

田岡議員も言われましたように、まち・ひと・しごと創生に関する施策として、政府は地方が主体となり行う夢を持つ前向きな取り組みに対する支援に重点を置くとしておりますことから、知恵を絞っていく必要があると考えております。

しかしながら、これらの取り組みは早くても来年度となり、当初予算への反映には間に合わないものと考えております。

さて、基本方針の中で示された三つの基本的視点の一つに、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現が上げられており、人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚、出産、子育てをすることができる社会経済環境を実現するとされております。

既にまんのう町では、誰もが住みよい住み続けたいまちづくりを基本理念に施策を進めております。定住化促進の施策のうち子育て世代への支援としましては、出産祝い金や医療費の中学卒業までの無料化、多子世帯の保育料減免、放課後児童クラブの設置等々を実施しており、町在住者に対し、さまざまな公的支援事業を実施しており、今後も継続して

実施したいと考えております。

また、新たな子ども・子育て支援事業計画を定めることにより、なお一層子育て支援の充実が図られるものと考えております。

田岡議員お尋ねの新規施策としては、新年度予算策定に当たり、人口減少、少子高齢化社会に対応して幾つかの制度、施策の検討を行わせておりますので、その一端を御説明させていただきます。

一つ目としては若者定住促進事業です。

この事業はまんのう町に定住を希望する者の若者が新築、または購入した住宅の取得に要した費用の一部について、予算の範囲内において補助を行おうとするものでございます。新築等に係る経費を補助することにより、若者の町外転出を食い止める転出抑制と、できるだけ多くの若者転入者を増加させる転入促進が図られ、まんのう町の人口が増加する施策であると考えております。

二つ目としては婚活サポート事業です。

この事業は婚活イベントを実施する団体に対し、その経費の一部を補助しようとするものです。現在、町内の20歳から39歳までの未婚率は男57%、女45%であり、結婚を前提としたパートナーとの出会いを希望する独身の男女は多いと思われます。その方々に出会いの場を提供し、町内における結婚の機運を高めるとともに、町内への定住促進が図られると考えております。

また、総務省が外部人材活用施策として進めている地域おこし協力隊、この制度を利用する自治体は年々増加し、地方創生施策の中でも拡充が盛り込まれております。

さらに集落への目配りとして、集落の状況把握、集落点検等を行う集落支援員制度、加えて地域活性化の取り組みに関する知見やノウハウを有する外部専門家を招聘し、指導や助言を受ける外部専門家制度、この三つの制度について、地域振興、まちづくりの観点から導入の可能性の検討を指示しております。

民間の空き家、遊休公共施設対策等についても連携して取り組めないかを検討させていただきます。

なお、詳細につきましては、新たな施政方針及び平成27年度当初予算においてお示しできるものと考えております。

私といたしましても、まんのう町に住みたい、住み続けたいと思っていただけるまちづくりのための施策に積極的に取り組みたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御協力、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、田岡議員の2番目の質問の答弁とさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 それでは、町長の答弁いただいたところで再質問させていただきます。

新規施策ということで、今、伺ったところで、若者定住促進事業ということで、新築住宅への補助、具体的な金額は出てきませんでした、それから結婚サポート事業とか、私

が前の一般質問で提案させていただきました地域おこし協力隊等々のさまざまな事業を新規として考えておられる。

今、ちょうど、多分、来年２７年度の新規事業、それから予算組み等々の作業をやっておられる時期だろうとは思いますが。

具体的にどの程度予算をつけてやっていく、中途半端にやるのであれば、その事業の内容によりまずけど、そのあたりはまた３月議会でも出てくるだろうと思ってますが、一つ目の新築住宅への補助、これはかなりほかの自治体でもやっておる事業です。しかしながら、私、前に広報のほうの研修で高知県越知町へ行ったときに、そのとき言われた言葉があるんですけど、すばらしきものの模倣は創造であると。いろんなところが、今、血眼になって人口減対策、少子化対策をやってます。そういうところ、いいものはやはり見習って、自分の町でこれはやれるのかどうか、やれるとしたら、自分の町に合ったやり方をまたそこに加味してやっていくのも一つだろうなというふうな思いは私はしております。

それと、結婚サポート事業、これは私も何回も一般質問の中でもやっておりますし、すべきであるということで本腰を入れて取り組んでいきたいということですので、また期待したいと思います。

とにかく就労から結婚、出産、子育て、切れ目のない支援をしていくということで、今、町長のお話の中で、町内未婚率高いですね。びっくりしました、私。本当にこれはやっぱり何とかせないかなという感じがします。よろしくその辺はお願いしたいと思います。

そして、一つ提案をさせていただきたいのは、企業誘致、これも全国今に始まったことではないです。どこの自治体も取り組んでおりますけれども、私の順番の中では、企業誘致は３番目です。

一つ目は、まず地域に眠った資源を掘り起こすということです。今までまんのう町で頑張ってきた地元企業、そういうところへもう少し支援というものも考えてもどうか。企業誘致ということで、上げ膳据え膳と申しますか、土地を用意して、固定資産税も何年かは優遇するとか、インフラを整えるとか、そういうところは何年も前から全国で見えておりますが、今まで地域で頑張ってきた企業はどうするんだと、我々は、というふうな考えを持つ者も出てくると思います。その辺を、今まで頑張ってきた人たちにも、やはりできる支援はしてあげたらどうかなというふうな気はいたします。

それから二つ目が、**起業**支援です。ベンチャーです。いろんな取り組み、これからも出てくると思いますが、自分の町でこういうことをやってみたいというふうな、これ、教育にも関係してくるかと思いますが、そういう気概を持った子供たちを育てるというのも一つだろうと思ひますし、そういうところへの支援を惜しむべきではないと思ひます。

それから３番目が企業誘致。この企業誘致もやはりまんのう町はこれといった基幹産業はありませんが、農業分野も含めて、前にも提案いたしました６次産業的な取り組み、これは産業経済課のほうでも力を入れて、今、やっていただいております。その点については私も感謝いたしております。そういった面で、今回の１２月補正でも国のほうに認めら

れて、地域経済循環創造事業交付金という補助金、西内花月堂さんが取り組んでおる、すばらしいことだろうと思います。そういったやはり国とか県とかに認められて支援をいただけるようなところには、財政的にはわかりますが、前にも言いましたが、財政調整基金 42 億円、もう、これ、限界なんです、**積む**のが。やはりそういう将来のための投資という面で使っていきましょうよ。そういう考えで取り組んでいただきたい。だから国のほうの支援はもちろんいただけるような部分はいただくようなことを考えていくのも一つですが、町のほうでもそういった交付金なり助成はどんどんやっていくべきだろうと私は思っております。

その辺について、もう一度、いかがですか。私の提案ですけど、町長、お願いします。

○関洋三議長 答弁、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 田岡議員さんの再質問に対してお答えさせていただきます。

御提案いただいたように、今からは、町長の初めの答弁の中にもありましたように、町として知恵を絞り、汗を流しながら地域振興に取り組んでいかなければならないというのも当然わかっております。

御提案の中にも、1 番目、地域の企業の育成ということもおっしゃられました。これにつきましては、施策の中でお示したような若者定住という部分の中でも、地元企業であればまた補助率を変えるとか、そういうふうな取り組みもございますし、**起業**支援につきましては、議員さん御提案あったように、地域おこし協力隊という部分の取り組みの中には**起業**支援という部分もございます。そういう部分も含めて総合的に考えていきたいなど。

それと、お話にありましたように、できること、地元の支援をしていくことについては、それは産業面だけではなく、教育とか文化とかいう部分も含めて考えていきたいなどというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○関洋三議長 再質問、3 番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 よくわかりました。よろしくお願いします。また 3 月に新規事業出てくるのを楽しみに待っております。終わります。

○関洋三議長 以上で、3 番、田岡秀俊君の質問は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、川西米希子議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

2 番、川西米希子君、一番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

(三好郁雄議員退席 午前 10 時 10 分)

選挙における投票率向上の取り組みについてお聞きいたします。

なぜ投票率が低下しているのか、要因の一つとして選挙に関する住民の皆様の関心が低くなっていることが上げられます。私の一票では何も変わらないとの諦めもあるようです。今の政治に魅力がないと不満を持つ人もいます。選挙は主権者として自分の意思を政治に

反映させる重要で基本的な機会です。また、より多くの支持を得た人を代表者にすることで、政治の安定にもつながります。町議会としても議会広報誌の発行、議会報告会の開催を行い、議会をより身近に感じていただけるよう、議会改革に取り組んでいるところではございますが、対策の一つとして投票しやすい環境づくりを進めることも必要であると考えます。

最初の質問は期日前投票についてです。

自治体によっては有権者の負担の軽減や投票率向上のために、下記のような取り組みを行っているところもあります。それは期日前投票に必要な宣誓書を入場券の裏面に印刷し郵送、投票者は自宅で氏名や住所等を記入し投票所に持参すれば、すぐ期日前投票ができるようにしていることです。これは高齢者や障害を持つ方など、字を書くのに時間がかかる方や、人前で字を書くのが苦手な方などに配慮することで、負担の軽減や投票しやすい環境をつくることを目的に実施しているものです。本町でもこのような期日前投票宣誓書を事前に自宅で記入した上で期日前投票ができるように改善すべきだと考えますが、まんのう町としてはどのようにお考えなのか、お考えをお伺いしたいと思います。以上です。御答弁よろしく願いいたします。（三好郁雄議員着席 午前１０時１２分）

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の御質問にお答えいたします。

最初の質問の期日前投票の宣誓書の自宅記入についてであります。

期日前投票は不在者投票と比べ手続が大幅に簡素化されたことや、制度が有権者に定着してきたこともあり、この制度を利用して投票を行う方がふえております。

期日前投票における宣誓書については公職選挙法施行令に定めがあり、期日前投票をしようとする有権者は、投票日当日に投票できない理由を申し立て、かつ、その申し立てが間違いないことの宣誓書を提出しなければならないこととされております。この宣誓書は選挙人本人の宣誓書であることが求められていますので、記載を期日前投票所においてその場で記載していただく場合は、本人確認の精度も高い点から容易であります。

しかし、宣誓書の事前配布を行った場合は、自宅で記載して持参することが可能となるため、本人の自署かどうかの判別が難しくなります。なりすましによる詐欺投票が行われるおそれがあること、また、投票入场券とあわせて宣誓書を印刷した場合、中讃広域情報センターにカスタマイズ（サービス内容や商品の性能、その他いろいろな設定値等を利用者や顧客の意思に沿うよう変更すること）の依頼をまんのう町だけで依頼した場合、システム改修の経費負担が大きくなるため、中讃広域の構成市町と協議を行う必要が出てくることなど、検討を要する課題も多くあると考えております。

一方で、期日前投票所内での手続に要する時間も短縮されること、有権者にとって精神的負担の軽減が図られるなどのメリットもあり、他の自治体では既に宣誓書を入場券裏面に印刷し事前配布を行ったり、検討をしている自治体があるということも承知しておりますので、改めて中讃広域情報センター部会に提案してみたいと思っておりますので、どう

ぞよろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。宣誓書の自宅記入がすぐに実施できない理由については、私もおおむね今の御答弁で理解をできたところでございます。

県下でも坂出市においては既に実施されておりますし、現在のところ、坂出市にお伺いしたところ問題はないと、このように聞いております。

また、琴平町、多度津町、善通寺市、丸亀市の2市3町、中讃広域でも過去4年間におきまして、町民、市民の声として、各議員より一般質問で早期導入の必要性があるのではないかと、このように要求をされておりますところですので、御答弁の中にもありましたけれども、構成市町と協議の上ということでもありますので、ぜひ話し合いをしていただきたいと、このように思っております。この点についてはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のところにほかの声も届いておりますので、ほかの声もこの場でお伝えいたしまして、次の質問に移ります。

投票所へのメモの持ち込みについてお尋ねしたいと思います。

先日、ある町民の人から、もうすぐ衆議院議員選挙があるが、最近、年齢のせいか人の名前が覚えられなくて困る、覚えていてもなかなか思い出せなくなったとのお話をお聞きいたしました。

投票所では、法律に基づき厳格な実施が求められるため、一定の緊張感があるのは当然のことですが、選挙投票には欠かさず行っていた私の父も82歳で亡くなりましたが、生前、投票所には独特な緊張感がある。誰に投票しようとしていたのか、瞬間的に候補者の名前を忘れてしまうことがあると話していました。また、若くても、特に初めて選挙権を持ち投票所に行った人は、かなり緊張するのではないのでしょうか。

平成22年11月26日、公職選挙法改正特別委員会において、委員より貴重な一票を無駄にしないため、メモ等の持参についての質問がありました。その席において議事録を読みますと、当時の総務大臣は、これは法律上といえますか、法律の仕組みの中で一般論で申し上げますと、有権者の方が、今、おっしゃったような文章といえますか、メモを持ち込むことは別に妨げられておりません。公選法上は特段の制限はありません。ただ、それを例えば他人に見せて、選挙運動まがいのことになるということは、これはもちろんだめでありまして、みずからのメモとして持ち込まれる場合には制約はございません。法定ビラも同じでありますと答えられております。

しかし、その実施の可否については、各選挙管理委員会の裁量と伺っておりますので、有権者の緊張の緩和、負担の軽減につながるメモ等の持参について、本町の選挙管理委員会におけるお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 2番目の質問、投票所へのメモ持ち込みの件についてでございます。

公職選挙法並びに同施行令では、御質問の行動を規制する条文はありませんので、町選挙管理委員会としては禁止しておりません。このことから、選挙人が忘れないように書いたメモを投票所に持ち込むことは可能であります。

しかし、メモとして常識を越えた必要以上に大きな紙に記載したもの、メモと称するものを持って選挙運動まがいの行為を行うなどについては、投票所の秩序を乱す行為、投票の干渉を行う行為、選挙の自由を妨害する行為等と見間違えられることにもなりかねませんので、注意が必要であると考えております。

まんのう町選挙管理委員会では、一人でも多くの有権者に投票所へ足を運んでいただけるように、他の市町における啓発推進の実情把握に努め、先進事例の積極的な情報収集を行うとともに、引き続き、有権者の投票環境の向上に向け取り組む所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。今の町長さんのメモの持ち込みは別段禁止してはいないというまんのう町の御見解でございますので、多くのこの放送を聞いている皆さんも御安心しているのではないかと思います。

最近、身体障害を持つ方、またその家族の方からこのようなお声もいただいております。誰に投票するかは決めています。しかし半身が不自由です。今の決まりでは、両下肢が不自由でなければ自宅での投票は認められておりません。片足を引きずって、本庁の3階まで行くことはかなりの負担です。今回は諦めようかと思っていますと。政治家側の問題や法律の問題は行政がすぐにかできるものではありませんが、投票所に行くまでの負担の軽減、投票所での負担の軽減は何とかできる問題ではないでしょうか。投票率が下がっているのは全国的であり、投票率を上げるためにプロジェクトチームを立ち上げ取り組み、成果を上げている自治体もあります。

短期的には期日前投票所をふやす、身近な駅や商業施設を利用する、若者の投票率向上のために大学構内での投票を行うなど、これらは既に認知されている対策ですが、さらには投票所に優しい静かな音楽を流したり、職員はかた苦しくない服装や、笑顔で投票者を迎えるなど取り組んでいるところもあります。

また、暑い真夏の日に汗をかきながら来られた皆様のために、ウェルカムドリンクを用意しているところもあるとお聞きしております。

また、中長期的な対策としては、子ども議会や、中高生に模擬選挙などの体験をしてもらうなど、選管と教育委員会が連携しながら、主権者教育の取り組みを進めるところもあります。

政治は私たちの生活から切り離すことはできません。一人一人の問題として捉えていかなければなりませんが、投票しやすい環境の整備、選挙に関する情報の提供の充実、投票率を上げるための方策とも、これらが言われておりますので、まんのう町としても投票率を上げるための方策がおありでしたらお聞きしたいと思います。

これは平成23年6月、3年3カ月前ですが、私が期日前投票宣誓書の自宅記入のことについて質問させていただきました折、このような御返答をいただきました。

有権者にとって精神的な負担の軽減が図られるとともに、投票所内での手続に関する時間も短縮されることから、他の自治体では既に宣誓書の自宅記入を行うために事前配布を行っているところもあります。先進事例の積極的な情報収集に努めるとともに、引き続き、有権者の投票環境の向上に取り組んでまいりたいと、このように3年3カ月前におっしゃいましたので、その後、3年3カ月がたちましたが、もし選挙投票率向上に関するまんのう町の新たな取り組みをお考えでしたら、ここでお聞きしたいと思います。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 川西議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

選挙管理委員会といたしましては、先ほど町長が申しましたように、皆さんができるだけ選挙しやすい環境を整備していきたいということになっております。そのような中で、先ほど、いろいろアイデアと申しますか、音楽を流すとか、事務従事者の服装等でもっとやわらかい雰囲気がいいのではないかと、いろいろ御意見も、今、いただいたところで

選挙管理委員会の中では、どうしても公職選挙法という法律に縛られているところは、これは避けられませんので、その法律の中で、できる限り皆さん方に気楽においでいただける環境づくりをしようということで、確かに、今、言われましたように、できる限り、期日前はやっておりますが、入り口で御挨拶も笑顔でしましうとかいうことは、選挙管理委員会事務局の中で温かくお迎えをしていくという、まずその雰囲気づくりというのは、現在、やっているところでございます。

あと3年3カ月ほどたったというお話でございますが、それ以外に新たな進展があったのかと言われますと、それはなかなか、今、これといったものはございませんが、まずソフト面のほうからでも、できることから始めていきたいというふうに考えておりますので、今後とも、議員の皆さん方におかれましても、選挙に住民の方が行ってくださいねというようにお声かけもしていただきながら、私どももしっかりそのあたりを踏まえて、多くの方をお迎えできるように、体制づくりを選挙管理委員会の中で改めて何ができるかというのも、もう一度、また相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○川西米希子議員 ありがとうございます。以上でございます。

○関洋三議長 以上で、川西米希子君の1番目の質問を終わります。

続いて2番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 それでは2番目の質問に移らせていただきます。

ボランティアポイント制度についてお尋ねいたします。

高齢化が急速に進展する中、団塊の世代の人が75歳以上となる2025年を見据えて、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となって

います。そのためには、介護が必要となっても、住みなれた地域でその人らしい生活を継続するための支援を充実させていかなければなりません。

一方、元気な高齢者については、要支援にならないための生きがいづくりや社会参加の促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。

そこで、現在、高齢者が地域でボランティアに従事することによって、高齢者自身の介護予防につながるとして、高齢者介護支援ボランティアポイント制度に取り組む自治体が年々ふえています。その際の財源としては、自治体の裁量により地域支援事業交付金の活用が可能だと思います。

私は２年前の平成２２年１２月議会、ことしの９月議会においても、この高齢者ボランティアポイント制度の早期導入について質問をいたしました。しつこいようですが、いま一度、一般質問で取り上げさせていただきます。

具体的には、高齢者原則６５歳以上が行う介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付、ポイントは現金と交換して自分の介護保険料に充てることができるなど、実質的な保険料の自己負担軽減につながるというものです。

香川県内では、町では小豆島町、綾川町が既にこの制度を導入しています。綾川町では全国的にも珍しい取り組みとして、高齢者の自宅を二人一組で訪ねて話し相手になる活動も行っているそうです。

（三好勝利議員退席 午前１０時３０分）

東京荒川区のホームページには、ボランティア活動に参加して私も地域もいきいきと題して、高齢者のボランティア参加を下記のように呼びかけています。

いきいきボランティア制度とは、登録された介護保険施設でボランティア活動に参加すると、現金に交換できるポイントがたまる制度です。１時間につき１００ポイント、１ポイント１円です。１日２００ポイントまで、年度中に１，０００ポイント以上たまると、翌年度に現金交換ができます。年間最大５，０００円までです。

活動内容は、レクリエーションの補助、利用者の話し相手、お茶出し等さまざまです。できることから無理のない範囲で始められます。あなたの経験や特技を地域の介護に生かしませんか。まずはお気軽に説明会に御参加ください。このような内容で掲載されています。

ボランティアを行う高齢者にとっては、地域に貢献しながら介護予防、生きがいの増進につながる。地域ケアの促進に不可欠な支え合いの認識が高まる。施設にとっては地域住民と接することが多くなることにより、地域における施設の理解につながる。町にとっては、高齢者がボランティアを行うことで介護予防につながるとともに、介護現場で身近に入所者に接することで介護に関心を持ち、予防意識の向上につながる。ボランティア活動の充実により、介護を必要としない元気な高齢者の増加が見込まれるため、介護予防費の減少が期待できる。多数の高齢者がボランティアに参加することで、他の年齢層にもボランティアに対する関心や意欲が波及していく等々の効果が期待できると言われている高齢者介護支援ボランティアポイント制度ですが、本町としてはどのようにお考えでしょう

か。以上でございます。御答弁よろしく願いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの２番目の質問にお答え申し上げます。

ただいま、川西議員より、高齢者の方々が介護が必要となっても地域で安心して暮らせる地域づくり、また、介護予防、生きがいくりの推進について、先進地事例の紹介を含め、高齢者、介護支援ボランティアポイント制度の導入に関する貴重な提言をいただきました。

本年９月定例議会一般質問におきまして、川西議員の御質問に対し、高齢者が支援されつつ支援するといった互助を推進するためのインセンティブとして、議員御指摘の高齢者ボランティアポイント制度の導入をＮＰＯ法人等の活用とあわせて検討したいとお答えいたしましたところでございます。

川西議員におかれましては、先般の教育民生常任委員会による岐阜県可児市における社会貢献システムモデル事業を視察され、今まで以上にまんのう町でのボランティアポイント導入の有効性を強められたものと思っております。

本町におきましても、可児市のほか、川西議員から紹介がございました自治体の先進的な事例の調査、研究を行うとともに、厚生労働省から介護保険事業におけます介護予防、日常生活支援総合事業のガイドラインも示され、その内容で総合事業の制度的な枠組みにおいて、介護予防、生活支援サービス事業の実施方法としてＮＰＯやボランティア等への補助が可能とされ、地域で活動しているＮＰＯやボランティア等に対して要支援者に対するサービス提供などを条件として、その立ち上げ経費や活動に要する費用に対して補助するものとされました。

(川原茂行議員退席 午前１０時３５分)

実施例としては、川西議員からもお示しいただきましたが、ごみ出し等の生活支援やコミュニティサロンといった通いの場での活動が想定されています。このような事業の実施に当たっては、高齢者が互いに支援するボランティアが担うことに期待されております。

ボランティアの一般的な概念として、自発的な意志に基づいて人や社会に貢献することと言われておりますが、自発的また自主的に無償の奉仕活動を行うことに加え、新たに地域の助け合いに基づくボランティアの推進と参加者を広く求めることが必要です。そこで、有効な手段の一つとしてボランティアポイント制度の導入を検討する時期であると認識いたしております。

具体的には、第６期介護保険事業計画の期間中に総合事業を実施することとしており、平成２７年度には地域包括支援センターにおいて専門職の充実を図り、ＮＰＯやボランティアによる生活支援、予防介護サービスの確保、拡充を検討したいと考えております。地域の事情を踏まえ、円滑な総合事業の推進に取り組みたいと計画しておりますので、御理解、御協力賜りますようお願いし、川西議員への答弁といたします。

○関洋三議長 再質問、２番、川西米希子君。(川原茂行議員着席 午前１０時３７分)

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。大変に前向きな回答をいただいた

と思っております。ぜひ早急に実施ができるように取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

本年10月29日、先ほども町長さんの御答弁の中にありましたけれども、私たち教育民生常任委員会は、委員会視察で岐阜県可児市のほうに行かせていただきました。

可児市では本年4月から少子高齢化社会に対応するための新しい取り組みをスタートさせております。この取り組みとは、市民の地域社会への貢献活動を全面的に応援し、活発化させるための制度、地域支え合いポイント制度です。子育て世帯が安心して暮らせるための活動と、高齢者が地域で健康で安心して暮らせることにつながる活動に対しポイントを交付、ポイントを1年間ためることにより、市で発行する地域通貨マネーという名の商品券と交換することができます。この商品券は市内の商店、スーパー、コンビニで使うことができ、市内の経済の活性化にもつながるというものです。

可児市の場合はボランティアを行う市民に対し年齢制限をしておりません。地域の支え合いと経済の活性化を目的として、全ての市民を対象に実施をしております。これは極めて全国的にも珍しい画期的な取り組みのようです。現在、下は小学生からボランティアとして登録、生き生きと活動に加わっているということです。

また、可児市社会貢献システムにおいては、協力店として登録した事業者にも地域を支える一員としての役割を担っていただいております。受け取った商品券は換金する際に額面の1%を社会貢献協力金として負担していただき、ポイント制度を支える財源として活用しています。

また、ボランティアはあくまでも無償で行うべきであると考えての方は、最終的にはためたポイントを社会福祉協議会に寄附することもできるそうです。

ボランティアで地域社会に貢献、ためたポイントで地域経済の活性化にも貢献、もしくはポイントを社会福祉協議会に寄附することでさらなる社会貢献ができる、このような仕組みがまんのう町にもできたならば、少子高齢化に対応した新たな支え合いの仕組みづくりの一助になるのではないのでしょうか。話題性もあり、新たなボランティアの掘り起こしにもつながるのではないのかと考えます。

ボランティアに取り組むきっかけともなり、続けていく励みともなるこのボランティアにポイントをつけるボランティアポイント制度の導入について、全町民を対象としたボランティアポイント制度の導入についてはどのようにお考えでしょうか。町のお考えをお尋ねしたいと思います。

○関洋三議長 答弁、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

可児市の例をもとにボランティアポイント制度の御説明をいただいたわけですが、可児市におきましては、Kマネーという地域通貨をもとに、新たな消費の喚起と地域経済活性化にもつなげるということで、新しい取り組みをされているということでございます。

先ほど、町長より介護ボランティアポイントの今後の導入に係ります研究、調査にあわせまして、地域のボランティア組織の育成と活動の推進を図るための制度検討を行いたいと考えております。今後とも先進事例を学び、研究したいと考えております。

現に、町内では保健、福祉、教育、環境保全等の分野におきまして、ボランティア活動が行われ、地域に貢献されております。

また、町社会福祉協議会の事業の多くはボランティアの皆さんに支えられておるところでございます。

このような本町の事情を踏まえまして、ボランティア活動の需要と供給を担当するボランティアセンターの設置、また、ボランティアコーディネーターやボランティアアドバイザーが機能するような運営体制を今後も研究してまいりたいと考えております。

これから検討に当たりましては、多様な人材や多職種を連携、研修し、地域連携のもとボランティアポイントの制度導入について、先ほど町長が申し上げましたとおり、本課におきまして研究してまいりたいと思いますので、今後とも御支援よろしくお願いいたします。以上です。

○関洋三議長 再質問、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。ボランティアがこれからたくさん必要であるということは誰もが認識していることであると思いますので、ぜひ前向きに、前向きに取り組んでいただきたい、このように思います。

今、日本の社会は高齢化、人口減少という急激な変化に直面をしております。地域においては安心して暮らすため、地域の支え合いによる生活支援サービスの充実が求められております。限られた財源を有効に活用し、住みなれた地域で安心して長生きができる社会をつくるためには、地域の自主的な活動による自助と互助の取り組みを合わせることが必要です。公助と共助に加えて自助と互助を組み合わせながら、地域住民の日常生活を支える仕組みづくりが急がれております。地域における必要な人材やサービス確保のためには、担い手となる人をふやしていかなければなりません。

私が議員になった4年前、あるボランティアの責任者の方から、ボランティアの担い手が年々減っている。声をかけてもなかなか集まらない。このままではボランティアの維持が難しいとのお話がありました。私も、現在、ボランティアグループに所属をしております。二十数年前に結成されたグループです。23名の会員が、毎回、2名ずつ高齢者福祉施設で、現在は2週間に一度、月に2回、車椅子やスリッパをふいたり、施設からお願いされた仕事をこつこつと行っています。上は70歳の方がいますが、生き生きと活動しております。できる限り、長く小さな社会貢献ですが、これからも続けていきたいと思っております。しかし、私のグループも次の世代のボランティアを担う人材の育成も課題だと感じております。

行政としても、楽しく、そして励みとなる取り組みを取り入れていただき、地域の支え合い、まんのう町の支え合いの担い手をつくる取り組みにさらにさらに積極的になってい

ただきたいと要望し、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

(三好勝利議員着席 午前10時44分)

○関洋三議長 以上で、2番、川西米希子君の発言は終わりました。

ここで休憩をとります。議場の時計で11時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

(白川年男議員・藤田昌大議員退席 午前10時44分)

再開 午前11時00分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

川原茂行議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可します。

○川原茂行議員 まず、5日から隣に阿讃山脈を踏まえたすぐ向こうの隣町で、三好、東みよし、つるぎ、かなりな雪による災害が起きております。心からのお見舞いを申し上げるわけでございます。と申しますのも、東みよしとまんのう町との中には県道丸亀三好線を通じて人的交流がある。また、まんのう町からはまんのう太鼓も行ったり、向こうから阿波踊りも来ていただいたり、と、そういうことでお互いの親睦と信頼関係をつくる上での行き来はなされておるわけでございますが、その辺について、向こうさんから、こちらから先にお見舞いを申し上げないかんのですが、何かの、まんのう町さん、こういうことをお願いしますよというような話し合いの場があったかなかったか。これは人道として当然のことだと私は思っております。その場が来て、これは県道だけでどうしようか、こうしようかというような問題じゃない。やっぱりいろんな被害に遭われた方、そういう方には当然心のこもった温かさがなかったら、私は行政を預かる人間の中として特に気をつけておるものでございますが、それはまた通告には出しておりませんが、まずそこらのことがなければまともな行政はできない、私はそういう判断のもとに、まず前段にお話を申し上げます。

それを踏まえて、私がここに出しておるのは、広域化に対する水道事業を、今後、どうするのかと、こういうことを町長さんにお聞きするわけですが、つい先般の日曜日に木瀬池で水の祭典、釣り大会を行いました。エントリーされた方は200名ぐらいであります。まんのう町の人間は非常に少なかった。一番多いのは、やっぱり高松、丸亀、人口の多いところ。そういうところの方といろいろ話をしておると、これだけきれいな水でと、印象がまずそれなんです。そういう中で、1番議員さんからも、私が質問するのと同じあれを通告されておりましたが、私はまんのう町の財産は森林と土地だと思っております。この大事な森林と土地があるがゆえに、きれいな水が蓄えられる。そういうところが、香川用水が人口減によって水が実質余ると。全て一年中余るのは確約できませんが、余っておるのに、香川県は香川用水、早明浦に対して、それなりの負担金を出さな

いけない。それが全てじゃないんですが、そういうことも踏まえて、これは広域的なことをやられるのに、町長、5点ほど言われましたが、やはり表と裏もあるわけなんです。我々はまんのう町ですから、まんのう町の一番いいところはどこなんだということがまず第一番になかったらいかんと思う。これは私が先ほど言う、まんのう町の財産は森林であり農地なんです。そういうところできれいな水ができてくる。これを広域化する必要性がどこにあるんだと。財政的なことも当然考えてはいかないかんけども、財政的なことを考える以前に、これは今から申しますが、今後のふるさと創生、人口問題にも先ほどから触れてまいりましたが、まんのう町に行けばこれだけきれいな水があるんだと。やっぱり我々が努力してきれいな水で、そしてまんのう町へ行ったら住みやすいというのは、我々が基礎的な土壌をつくっていかないかん。そういう中で、なぜ広域化のほうに、町長、踏み切るとは言っていないんですが、踏み切る必要性があるのかと。我々、知事の言うことを聞く聞かんじゃない。我々はまんのう町として、町民がどういうやり方をすれば一番まんのう町で住みやすいかということを最善に考えないかん。ここらの問題に触れたいと思うわけですが、どこから見ても、あのときの話も冒頭に申しましたが、これだけの水は、それは農業用ため池ですから、農業用水を優先というのは表向きの話なんです。でもそれは当然平成6年、平成14年の渇水するときには、木櫛池の水を水源地として仲南地区には送水しておると。最近になっては、その余った水を旧まんのう地区、高屋原の浄水場のほうへも送水しておる。水がまんのう町にないんであれば考えないかんけども、非常にそれも早明浦に頼らざるを得んでいいようなことも考えていかなければいけない。

水だけじゃないんです。これが将来的にふるさと創生につながってくるわけなんです。そういうことを町長の言葉の中から、一番目の質問者の方に出てこなかった。その点をどう思われておるのかと。やっぱり独自性のあるまんのう町、町長、言葉ではきれいな話、心豊かな人間だと、いろんなことを言いますけども、そればかりじゃない。それであるならば、まんのう町はこういうところがいいんだと。当然職員の皆さんにも、これだけの広い中ですから、一つぐらいいまんのう町のいいところはどこなんだというぐらいの指示を出したって構わんと思う。見つけてこいと。何でもいいじゃないですか。何百人もおれば、何かが出てきますよ。そういうものを踏まえて広域化の話も進めていかないかんし、それだけじゃなくてほかのこともせないかんのんですが、私が質問しておるのは、水道事業についてということで質問しておりますから、それについてお聞きしますが、町長がやっぱり全職員に、まんのう町が一番いいところはどこなんだと、それぐらいいことは町長が総務課長に言うか、指示を出して、それぐらいいことはやるべきじゃないかと。

私、こういうような話は、きょう、9年間で初めてなんです。職員の皆さんが知恵を出して、まんのう町のいいところ、悪いところもようけありますけども、いいところはどこなんだという、それをまず発掘せんと、今の小学生から中学生、もうまんのう町におったってしょうがないがというようになってしまう、教育上の問題にも触れますが。まず現代の社会に生きとる方が、まんのう町のいいところを出してこいと。それぐらいいことを今

まで言われたか言われてないか。もしくは言うてないんだったら、今後、そういうことをどうするか。

私は水の問題、広域についてはいかがなもんかというのは、自分ではそう思っておりますが、町長さんがそこらを踏まえて、財政的なこともあると言われました。将来の負担を町民にかけてはいけないというのは首長として当然だと思いますけども、私はそれ以前に、やっぱりこの人口が減っていくまんのう町に対して、今、いちばん住みやすい環境をつくるのが最善だと。それにはどうするんだというところが抜けておるんじゃないかなと。今、2人の方が言われましたが、その中にはそういう答えがなかった。寂しい限りですので、まずそこから聞きいたしたいと思います。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員の通告書に基づき、御質問にお答えいたします。

まんのう町の水道事業は、四条・高篠簡易水道事業が昭和35年に、高屋原浄水場の前身である天神山浄水場が建設された満濃町上水道事業が昭和46年、そして仲南地区簡易水道事業が昭和45年、塩入地区が昭和52年、琴南地区簡易水道事業が昭和30年、炭所地区簡易水道事業が平成4年の給水開始で、その後、拡張工事を実施しながら現在に至っております。

さきの田岡議員の質問への回答の中でも説明させていただきました五つの課題に対する広域化の意義については十分理解できるものと考えております。

しかし、県内16水道事業者間には、人口減少問題や財政問題、老朽設備の更新対策や人材確保等の現状と将来計画がそれぞれあるはずでございます。

特に一番の課題である給水人口減少問題における当町の現状は、北部地域において数年来より確実に増加傾向にあり、南部地区の減少を相殺するものとなっております。

また、香川用水及び自己水源一元化の件についても、当町は水道事業創設以来、香川用水に依存することなく自己水源のみで運営してきております。

広域化に参画するのか単独経営が可能であるのかを検証するに当たっては、それぞれの自治体の現状と特性を生かしたものでなければ、より正確な将来像は見えてきません。

田岡議員の説明でも申しましたように、現在、水道課において独自に経営試算を鋭意進めており、この成果は水道事業及び住民生活にとって将来的に多大な影響を及ぼすことになりますので、資料の取りまとめができ次第、議会にお諮りし、総合的な観点から最善となるよう判断を下していきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

なお、川原議員から御質問がありましたまんのう町のよいところということでございますが、私はまんのう町にはまだまだ魅力ある資源が埋もれたままになっている、それを発掘するのも我々の大きな役目であるということは常々自負しておりますので、申し添えておきます。よろしく願いいたします。

○関洋三議長 町長、東みよしはいいですか、徳島の。

○川原茂行議員 通告には出してないけど、まずは人道的な立場でちょっとお聞きしよ

んやけん、答えてくれてもええやろ。

○栗田町長 答弁漏れがございましたので、東みよし町に関しては、向こうから何の連絡也没有せんし、私のほうもまだ、今、何もいたしてないところでございます。

○関洋三議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 通告がないので、その件についてはまた後でお話させていただきます。

今、私が力を込めて言いよるのは、ふるさと創生、まんのう独自の考え方が、町長さん、抜けておるから、田岡議員が言うた中で出てこんかったから、私がお聞きしよるんです。それは財政的なこともすごく大事なんです。でもやっぱりまんのう町として独自の判断、数字でないもの、それをどう考えておるのかということを知っておるのには答えがなかった。私のちょっと質問が悪いですか。

財政的なことは、それは数字出しゃ出ますよ。出ますが、まんのうにあるのは森林と農地だと私はこう言うておるんです。それがゆえにきれいな水ができると、確保する方法もあると、こう言いよるんです。そこらをどう間接的に捉えるか。それがひいては人口増につながってくるような形になるんです。

例えば、香川用水が一元化になったとして、島嶼部はもういきませんが、初めからのけておるということですが、中が一元化したと。まんのう町は独自にやったと。そのまいったと。そのときの将来像はどう見るんだと。その根拠になるところを、私、お聞きしよるんです。

恐らくほかの山がないところは仕方がないです、森林を持ってないところは。それは香川用水に依存せなしょうがないと思う。でも7割超える1万3,000ヘクタール余りの山林を持つまんのう町の独自性がなくなってしまうんですよ、これ。そういうことをお考えになっておられるかと言ひよるんです。

水田もそうですが、特に山林です。山林がそういう降雨があったときに水を蓄える。だから森林整備をして、十分保水力のある多面的機能を持つのは山林なんです。山林のそういう保護に着眼せななんたら、着手する前に着眼せななんだんでは着手できない。そこへ目をつけられないところに、私はいかがなもんかなと思ってお聞きしよるわけです。なぜこれだけの山林を有効に利用しないんですか。広域化の中で数字が出てくれば、将来的にこうなりますよというけども、県が言いよる、あのダムというのは、大体上部からはかってくる、報告してくるんです。早明浦で1億五、六千万たまってます。上から来るわけですから、堆積物が何ぼたまっても、そんな関係ないんです。有効貯水量というのは別なんです。そろもう、池全部。満濃池もしかり。満濃池だって1,540万トンの水が有効貯水量じゃないんです。300万トン堆積物が満濃池にたまっておれば、1,200万トン余りしかないんです。上部から水深3メートル下がったら何ぼ減りましたと。5メートル下がったら、何ぼ減りましたで来るわけですから、堆積物はそれから下ですから、有効貯水量とは関係ないんです。それを私は言いよるんです、早明浦について。あれだけの面積持ってますから、相当1年間で何百万トンも堆積物が入ってくるわけなんです。です

から貯水量の1億6,000万トンというのは、それが有効貯水量ではないということ。我々はこれは何十年も目で見えてきてますからわかるんです。いずれかあそこももう使えなくなるような格好になる、ダムは。

そういう中で、私が一番言いたいのは、まんのう町独自の行き方、あるはずなんです。森林これだけ持っておるんですから。この山がよそへ移動するわけない。人間は移動しても、山とか農地は移動しないんですから。将来の、先ほど、町長、言われたが、どこかで発掘、いいところはよくあるだろうと。町長はそう思われとっても、私がお聞きしたのは、職員みんなにどこか一つ見つけてこいやというようなことも言うたけど、それは町長、お答えなかったね。町長さんがどこかにあるだろうと、そう思われとるのは結構なんです。でも町長さんが1人で思うよりは、大勢でそういうのを探したほうが早いんです。当然、町民の方がそれをほっとくわけではない。町民の方にもいろんなところはあるはずなんですから、お聞きするのもいい方法なんです。職員ばかりに探してこいというのではなくて、それは住民の方に何かいいところはないですかと、これはいいことなんです。

要するに、まんのう町の住民がみんなで自分のところの町をどう守っていくかということを考える仕組み、やる気を起こさせるのは行政、自治体なんです。

そういうことを踏まえて、将来のふるさと創生に向けて、今、数字が出てきて、水道課が独自の試算をしてます。それが出てきて、将来、これはいかんというた。その財政的な指標を見るだけじゃなくて、森林が1万3,000余りある、そのいいところを加味していかなんだら、財政的な話だけではいかないと私は思うんですが、その点についてはいかがですか。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、今、町で独自の調査をいたしております。これはあくまでも数値的結果でございます。当然、最終的な判断をするときには、川原議員さんおっしゃいましたように、まんのう町にはたくさんの森林があり、清流が流れております。先ほども申しましたように、そういった関係でまんのう町は比較的香川県下では水も豊富だと。100%まんのう町は自己水源でやっておりますし、過去の渇水においても給水制限をしたことはかつてございません。難しいときはありましたが、何とか乗り越えてやってきました。

私の記憶では、高松砂漠と言われた平成6年のときには、満濃池の水を逆に香川用水のほうへ流して高松へ送ったようなこともあったと記憶をいたしておるところでございます。香川県では多分100%自己水源というのはまんのう町だけであろうと思います。そういった件も総合的に判断して、まんのう町にとりましての最善の策を考えていきたい、このように思っております。

また、先ほども申しましたが、まんのう町にはまだまだ埋もれた魅力的な資源がたくさんございます。これはまんのう町民挙げてそれを発掘して、まんのう町のまちづくり、ま

た活性化に生かしていくということは非常に重要なことであろうと思いますので、またそういう方策も考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 再々質問ですね、1点目についてはこれで終わらせていただきますが、まず渇水の時、私が記憶しておるのは平成6年、その次は平成14年なんです。渇水的时候には当然農業用水も生活用水に回さないかん。我々は農業用水のため池なんです、やっぱり道義的に、生活用水がなくなればそっちへ回さないかん。それは仲南時代にもそういうやり方をとりました、平成6年。その次にあったのが平成14年なんです。14年もかなり厳しかった。そういうことも踏まえながら、私はお願いしておきたいのは、町長、今、そういうことも最終的にいろんな角度から検討して判断せないかんとおっしゃられたら、それから私は問う必要はないわけですけども、例えば、今、阿讃山脈に基幹林道が通ってます。残っておるのは大体仲南地区のほうで残っておる。あとは大体できておる。その中で逆のことがあるんです。これは仲南地区のことをとっていえば、地藏前のダムが渇水すれば、木斛から水を上流に送らないかん、これは当然皆さん大体わかっとる。ところが集中豪雨で、このごろの気候変動で相当な雨量が、今まで記憶にないような雨量が短時間雨量で来る場合、災害が起きます。山が崩落します。そうすると濁流として地藏前の水源池に入ってくるわけです。そのときには浄水場が要は処理能力がないわけです、濁流ですから。その場合は、水道課長、一番おわかりでしょうが、とめて済んで、木斛は集水面積がないわけですから、何ぼ雨が降っても、上から降ってくるだけの量しか入らん、とめて済んどったら。ですから早くいえば濁らない。何ぼ地藏前の堤防が飛んで財田川のほうへ入ったりしても、その水はよう処理しませんから、要するにそこをとめて木斛の清流を持ち上げないかん。渇水であっても持ち上げないかん。逆に、濁流になっても、また出さないかん。こういうやっぱりお互いが一番機能的にうまく回ることを利用しもって、今までもきとるわけですし、今後もそういうことは当然やっていかないけないだろうと、そう思っておるんです。ですから、通常、町民の方も、皆さん方が知らないのであったら、水道課長がそういう説明を課長会で言ったか言わんかは、私は存じ上げておりませんが、渇水の時にもそういう形をとらないかん。逆に降雨がすごくあって、濁流になってもまたやらないかん。皮肉なもので、しかしどちらかいい方法を選択肢として選ばないかんから、そういうことを含め合わせながら水道事業は原水の確保に努めておるだろうと。ですから、この広域化については、相当あらゆる角度から慎重にお願いしたいということを申し述べて、この件は終わらせていただきます。

町長の最終判断、ちょっともう一度、お聞きします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再々質問にお答えいたします。

水道事業の広域化については、先ほども申しましたように、いろんな面から総合的に判断して、議会とも十分相談をして決断を下していきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○関洋三議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、川原議員の 2 番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 それでは、今の件については議会と十分な相談をしながらやっていただくという言葉ですので、そういうことでお願いしておきます。よろしくお願いします。

2 点目は、持続可能な財政運営ということについてお聞きいたします。

この件は、やっぱりまんのう町もずっと未来永劫に向かって町民の方が住みついていただかないかんし、住んでよかったなと言えるようなまんのう町にしていかなきゃいけないのが我々の責務であるわけです。そういうのを前段に置きまして、いろんな形での質問をさせていただきますが、まず自助、共助、ここまで自治体が出ていくあれになってくると公助という形になろうかと思いますが、まず自助、共助、ここらをしむける方法、指導するのもやっぱり町の方をお願いせないかんところがようけあるわけなんです。

まず 1 点目に、この間、徳島県の方が、考えてみると、独居老人か老夫婦かという方が多いわけです。要するに地元で若い方がいないから、助けに行く方がおらんわけです。自分が 1 人で歩きかねるのが当たり前で、まだ寝込んでおる方もおいでです。そういう時代は必ずこちらでも来るかもわからん。だから若い方とにかく早く来ていただくような土壌づくりをまんのう町もしていかないかん。（竹林昌秀議員退席 午前 11 時 30 分）

そういう中で、まずは自助、共助、自助でいかん場合は共助、これは各自治会組織、さっきも言われる自主防災組織。自主防災組織は、今、例えば町が機器材を購入する場合に 40 万、3 分の 2 で最高限度 40 万ですから、自分ところが 20 万持ちますよと、これで 60 万なんですね。これは自分ところが、それを例えば 40 万にしてでも構わん。もう少しその 40 万という機器材購入費の補助金を上げて、自分ところの地域は自分で守ってくださいというような指導をする熱意があるかないか。実質、これ、機器材まで買って、40 万円補助を出した地区は何カ所も私はないと思う。これはいいことなんです。これはいいことなんです、現実には 40 万円では少な過ぎる。40 万円町から自主防災組織の中へいただく。自治会が 20 万円を出して、60 万円しか使えない。自分ところがあと全部出すんだったら、それは何百万でもいいけるんですが、40 万円では少な過ぎるんでないかなと、自主防災組織の補助金。それはどうお考えになっておるのかと。こういう前に私の考えを先に言わせていただきますが、災害は火災、気候変動による集中豪雨、それと地すべり、それと南海トラフ等の震災、四つ、五つの災害は考えられるわけです。これをいち早く、こちらのほうからどうやこうや言いよるうちに、地元で判断して、さっと避難するんなら避難する格好をとらなんだら間に合わんのです。一分おくれたら間に合わんのです。そういう組織をつくっておかんと、本当に犠牲者が出ては困る。その根拠となるべき機器材等の購入に対しての助成を、私は 40 万円をやれといえ、なかなか手が挙がってくところが少ないんじゃないかと。あつて利用するところが少ない。恐らく私の感じでは、実際やっておるのは 1 カ所かそこらじゃないかなと思っておるんですが、この点について

はいかがですか。もう少し40万円を上げるという。地元で隣同士で守ってくれよと、各自治会で守ってくれという考え方の中で、そういうお考えはありますかと。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員の通告書に基づきます持続可能な財政運営についてお答え申し上げます。

最初に平成25年度普通会計決算においては、満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の完了によって、決算規模が歳入歳出とも前年度を大きく下回り、財政調整基金の繰り入れに頼ることなく、実質収支が約4億6,700万円の黒字となりました。

健全化判断比率等の財政指標におきましても、健全性を維持しているところであります。

しかしながら、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の占める割合は相変わらず高く、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は前年比1.4%増の79.6%と、依然として70%以上の高い比率で推移しており、財政構造の硬直化が懸念されるところでございます。

自主財源の根幹となる町税収入において、平成27年度は地方法人税創設に伴う法人税率の引き下げによる法人町民税の減額や、評価がえによる固定資産税の減額要因があるものの、国の各種政策の効果が発現する中で、景気の回復が徐々にあらわれていることなどから、地方全体では増収が見込まれており、本町の平成26年度町税収入の決算見込み額も微増ではありますが、前年度決算額以上は確保できるものと見込まれております。

しかし、法人税などは不透明な状況にあるため、増収への過度の期待は控えなければなりません。

なお、平成27年度の普通地方交付税は、国の概算要求では前年度と比べて減収が見込まれております。

このような中、本町の地方交付税は合併特例期間の終了により、平成28年度以降の5年間で段階的に削減され、平成33年度には10億円余りの大幅な減収となる見込みであり、一般財源所要額の確保に大きく影響することから、その備えとして一層の行財政運営のスリム化を図る必要があります。

一方、歳出につきましては、行財政改革の推進により人件費は減少傾向にあるものの、合併関連事業等に係る公債費の増加、また、少子高齢化の進展に伴います扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や、町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われます。

このように厳しい財政状況の中にあっても、まちづくりの指針となるまんのう町総合計画に掲げる施策、事業の着実な推進を図り、少子高齢化に向けた総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本整備など多様化する政策課題に着実に対応し、町民の満足度をより高めていくことはもとより、合併効果が発揮できる施策の推進、また、合併特例期間の終了に向けた持続性及び安定性のある財政構造を構築することが重要と考えております。

そのためには町税等の収納率の向上や、新たな自主財源の創出等による歳入の確保に努

め、徹底した事務事業の見直しやアウトソーシング等により行財政改革を進めるとともに、より一層選択と集中の視点に立って、限られた財源の中で効率的、そして効果的な財政運営を行うことが必要不可欠となります。

これらのことから、将来にわたって安定的な行財政運営を行っていくためには、財政構造の弾力化の確保及び財政運営の安定性と継続性の確保により、持続可能な財政基盤の構築に取り組まなければなりません。

1 点目の、財政構造の弾力化の確保では、歳入において町税収入の確保、これは収納率の向上等でございます。また、受益者負担金の適正化、公有財産の有効利用等により、自主財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、歳出では、公共施設のランニングコストの縮減、これは統廃合、また、管理運営方法の見直しなどでございます。施策及び事業の再構築として最適化（スクラップ・アンド・ビルドの推進）、補助金等の整理合理化等により消費的経費の縮減を図ってまいります。

2 点目の、財政運営の安定性、継続性の確保では、財政調整基金は標準財政規模の 10 % 程度、我が町の場合は 6 億円から 7 億円が適正とされておりますが、今後の社会変動や緊急課題に対して的確に対応するためにも、一定の基金残高が必要であると思われることから、決算剰余金の活用等により基金の計画的な積み立てに努め、毎年度、30 億円以上の残高を確保することを目標といたしております。

また、町債の発行に当たっては世代間負担の公平性に考慮し、後年度の過重な負担とならないようプライマリーバランスを堅持しながら、適債事業への計画的、効果的な活用を図ることにより、町債残高が 100 億円以下になるよう抑制に努めます。

これらのことを踏まえて、今後の財政運営につきましては、厳しい財政状況を十分に認識の上、まんのう町総合計画及び実施計画を予算編成の基本とし、歳入歳出全体にわたり徹底した見直しを行いながら、健全な行財政運営を前提に施策の選択と財源の最適な配分化を図る中で、総合的かつ効率的なまちづくりを推進することにより、町域の均衡ある発展と町民福祉の向上につながる持続可能な財政運営となるよう鋭意努めてまいりたいと考えております。

また、川原議員さんから質問のありました自主防災組織への補助金等でございますが、現在の状況等も十分検討して、その 40 万円がどうかということは、再度、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（竹林昌秀議員着席 午前 11 時 43 分）

○川原茂行議員 総務課長に、何カ所実際にやっとなのか、数字持っとなやろ。

○関洋三議長 町長、答弁。

○栗田町長 自主防災組織の現状につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○関洋三議長 担当課、総務課長、齋部正典君、答弁。

○齋部総務課長 自主防災組織の件でございますが、今、少し記憶が十分でございません。１１カ所程度あったと思いますが、今、出前講座等に担当の危機管理係に防災士がおります。この防災士の担当職員がそれぞれの自治会に出前講座に寄せていただいて、そこで自主防災組織の必要性等を申し上げております。

その中で、かなりのところで緊張感を持って、改めて地域の中で考えてみようという話も、今、出てきておりますので、さらなる上積みをしていけるように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、１５番、川原茂行君。

○川原茂行議員 私が質問をちょっと前後したと思うんです。今の段階では義務的経費、要するに人件費、扶助費、公債費、どうしても要るんです。これが約８割かかると。公債費はちょっと動く可能性は当然出てまいります。人件費と扶助費、ここら辺は当然大体公債費を含めて、今の段階では８割。こうなると大変なことになっておるのは事実なんです。ですから歳入と歳出はバランスよくいくというのは当然なんです。金が入ってこんのようけ出したらいかんのは、どの家庭でもこれはいかんのはわかっておるんですから。じゃあ義務的経費にこれだけの金が必要なら、要するにどこかで税収を上げる。みんなにもうけてもろて税収をいただく方法しかないんですよ、これ、町長。だから先ほど、最初の質問とちょっとひっかかることがありますけども、農地、そこでいろんなものを発掘させて、これからの農業をどう見ていくんか。要するに農業でも収入を上げてくれりゃいいわけです。農業で６次産業化してもいいわけです。当然国のほうもそちらへ目を向けてきとる。ですから、義務的経費にこれだけの金がかかっておるんだったら、もう少し税収を上げる。国から来る金も大体おおよそ見当つくわけですから。ですからふるさと創生、いわゆるまんのう町独自で、これはどこっちゃにできないかと。まんのう町の立地条件、特異性を生かしたものについては出しましょうと言いうわけですから、これは考えないかんのです。歳出と歳入のバランスが狂ったら、これはおかしくなるわけですから。でも考えてみますと、義務的経費はこれだけ要るのは、これはそんなにがいには狂わない。公債費が一時期に動くだけで、そんなにがいには狂わない。職員何ぼでも減らせというわけにもいかない。それは住民のサービス低下につながるから、それはいけない。そうすると、知恵を絞ってまんのう町独自のものを。

○関洋三議長 川原議員、質問をまとめてください。あとちょっと。

○川原茂行議員 ですから、要するに農業を中心とした、農地しかないわけですから、その農業に対して町長が税収を上げる方法、これをお聞きして、ほんだらこの時間違う分。

○関洋三議長 あと２１秒です。

○川原茂行議員 ああそうですか。ということで、農業問題について。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどからお話がありましたように、政府のほうもまち・ひと・しごと創生本部を立ち

上げて、それぞれの地域が知恵を出し、また汗を流して、異次元的な政策を考えたところはしっかり応援をするというようなことを言われておりますので、まんのう町も、今後、総合計画も立てて、戦略も立てていかなければならないところでございますので、農業を含め総合的にいろいろ施策を考えていきたい、このように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川原茂行議員 もう終わらざるを得ません。

○関洋三議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

ここで休憩をとります。議場の時計で午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

先ほどの質問者の中で、東みよし町への見舞いの電話等々の件のことがありましたけども、そのことにつきまして執行部のほうから簡単に報告がありますので、発言をお願いしたいと思います。

町長。

○栗田町長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、報告をさせていただきます。

先ほどの川原議員さんの質問等もありまして、早速、昼休みに東みよし町のほうへお見舞いの電話をさせていただきました。現在のところ、2カ所、9世帯、13人がまだ孤立状態であるということではございますが、全員無事は確認をされておるということで、現在は自衛隊が出動しまして、道路の除雪とか倒木のとりのけ等を行っておるということでございます。

まんのう町としてお手伝いできることがあればまた何でもおっしゃってくださいということで、電話をいたしたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、本屋敷崇議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

7番、本屋敷崇君、1番目の質問を許可します。

○本屋敷崇議員 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、公会計制度の見直しについてということですが、9月議会で質問させていただきました現在の現金主義の単式簿記から、企業で普通に使っている複式簿記の発生主義というものに変えてはいかがかと。総務省のほうからも、こちらに変えるほうが望ましいであろうというようなことから通達も来ておりますし、東京や大阪、そういった都市においても、行政の資産であるとか現金の流れ、自分ところの行政の改革のためにも取り入れてますので、フルコストの複式簿記発生主義の考え方を取り入れるべきではないかということで質問させていただきました。

町長のほうも、今現在の単式簿記による問題点、また複式簿記の利点の部分を認識しているようでございますし、早急にフルコストの会計制度をしていくということは非常に重要であるというような発言も受けております。この間の最後に貴重な御意見として伺って、十分庁舎内で検討させていただきますという答えでしたので、その続きを、どのような検討をされたのかということをお願いしたいと思います。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本屋敷議員の会計制度についての御質問にお答えいたします。

前回の9月議会においても、現在の単式簿記で現金主義の会計制度から、複式簿記で発生主義の新公会計制度への移行について、国の動向やまんのう町としての取り組み、さらには導入効果と4点の課題をお答えさせていただきました。その後、改めてこの新公会計導入について検討した点を答弁させていただきます。

最初に、総務省が平成26年4月に公表した今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書の中で、地方公共団体の会計は、国の会計と同じく住民から徴収された対価性のない税財源の配分を議会の議決を経た予算を通じて事前統制のもとで行うという点で、営利を目的とする企業会計とは根本的に異なっている。すなわち税金を活動資源とする国、地方公共団体の活動は、国民、住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して議会による統制のもとに置かれている、いわゆる財政民主主義であるとされております。

このため、国、地方公共団体の会計では、予算の適正及び確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されているところであります。その上で地方公会計制度の意義としては、発生主義によりストック情報（損益計算書）やフロー情報（貸借対照表）を相対的及び一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算決算制度を補完するものとして整備するものであります。

具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できること、また、そのような発生主義に基づく財務書類を現行の現金主義会計による決算情報と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものとされております。

現在、新地方公会計制度を導入している東京都や政令指定都市などの自治体でも、法律に基づいた現行の現金主義である単式簿記会計は継続しながら、複式簿記である公会計を同時並行的に行い、財務諸表を作成及び活用しているわけであります。

これらの先行導入している団体情報では、公会計導入費用としてシステム開発経費が都道府県レベルで数億円、市レベルで数千万円から1億円ほどかかる上、研修及び制度運用関連費用が別途多額に発生すると言われております。

（白川年男議員着席 午後1時07分）

9月議会でも触れさせていただきましたが、まんのう町が現在公表しております平成24年度までの財務諸表については総務省方式改訂モデルであり、事実上複式仕訳によらず、

決算統計データを加工する方法で作成したものでございます。

しかし、平成25年度からの財務諸表作成においては、昨年度、固定資産台帳の整備が完了したことから、日々仕訳の財務諸表に近づけるよう、日々の会計処理データをもとにして作成したいと考えております。

さらに財務諸表とは別に、平成26年4月に総務省より公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針が示され、地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、国のインフラ長寿命化基本計画を参考に、速やかに公共施設等総合管理計画策定に取り組むよう示されました。

これを受けて、まんのう町としても来年度からこの計画策定に取り組むことで公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減及び平準化し、公共施設等の最適な配置を実現するとともに、関連する財務諸表作成にもつなげていきたいと考えております。

そして、今後も住民に対して財務情報をわかりやすく開示することによって、説明責任の履行と資産及び債務管理や予算編成に有効活用することで行政マネジメントを強化し、財政の効率化と適正化を図ってまいりますとともに、東京都など8自治体による新公会計制度普及促進連絡会議が作成している資料などを参考にしながら、さらなる検討をしてまいりますと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 現在の状況と公会計制度の改革をすることによる部分、それを調べていただいて、町長自身も今の原稿を読みながら、かなりメリットが高い部分ではないかなと思ってらっしゃるんじゃないかと思うんです。僕が一般質問をしているのもそうですけども、どうしても単式簿記の現金主義の行政、今までもずっとそうですけども、点で見る作業が多い。それは場所もそうですけども、時間軸的にもそうです。どうしても一カ所一カ所を見ていく作業が多いんですけども、複式簿記になればなるほど面で見える作業、また、時間軸の長さで見える作業がふえるんです。それによる意識改革が何よりもできるからこそ、大きな自治体はしているわけです。そういうことが行政改革だと。その意識改革こそが行政改革だと思うんです。だからこそ総務省もその点で見る作業をずっと続けてきた自治体が財政が悪くなることによってやめましょうよと言っとるわけやと思うんです。そう言われとるんですから、けつをたたかれる前にやっぱりやらないかなという町長の行政を変えていくという強い力、聞いていたら、県レベルで何億円、政令指定都市で何千万円という話ですけども、中核都市の高松で年間規模が1,500億円やったような気がするんですけど、東京都になったら1兆円ですから、その規模と比べて、うちは90億円ですから、90億円の予算をするコストと考えれば、さっき言っていたかかる費用というのも、何百万という単位だと思うんです。何百万円という単位、その後に職員さんの意識改革のために使うお金であったとしても、それは行政の改革のために使うお金ですから、

無駄なお金ではないわけです。早目に投入すればするほど、ほかの自治体と比べて、そういった正確な情報を把握する職員さんがたくさんできるわけですから、いいわけなんです。だからこそ、総務省が言われた29年ではなく、少しでも早くそれが実現できるように私としても努力したいというような答弁が聞きたいわけです、こちらとしては。今、聞きよっても、悪いことはないやないですか、でしょ。じゃあやりましょうよというだけの話なんです。やっていただけると思うんですけれども、そのあたりを町長としてどう考えていらっしゃるかお聞かせいただきたいなと思います。

○関洋三議長 再答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどからのお話で、当然やっていかなければいけないことであろうというふうに思っております。ただ、一挙にやるというのも非常に難しい。十分検討を重ね、着実に進展させていきたい、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 町長のほうも必要性は理解されていらっしゃるような答弁だと思いますので、庁舎内の改革のためにも、この点で見る作業から、面、時間で見る作業にかえるためにも、一日でも早くしていただけるよう、来年の決算資料はかなり変わったものになることを期待して、1問目の質問を終わらせていただきたいと思います。

○関洋三議長 1番目の質問を終わります。

続きまして、7番、本屋敷崇君の2番目の質問を許可いたします。

○本屋敷崇議員 2点目の質問というのが、地域発展から考える学校統合問題についてということですが、この質問を出す前提として、6年前に琴南中学校の統合問題が出ました。それで、一時、町長の政治判断によって凍結ということになりましたが、ここもう1カ月ぐらいの話で、教育委員会から、教育委員会の意向としては統合が望ましいという考えです。今、それは変わりありませんというような答えから、早急な統合が望ましいのではないかとということが議会のほうに上がってまいりましたのでさせていただくわけですが、前々から私も議員でありましたし、6年前にも議員でありました。それから、その後もこの統合問題について、今の齋藤教育長もそうですけれども、三原教育長、北山教育長等々ともこの手の話はさせてきていただいております、一般質問ではないですけれども。その中でちょっと私の考えというものも、再度、確認していただくために質問させていただきたいと思います。

質問にもありますけれども、地域発展から考える学校統合問題。私が考えますに、学校の立ち位置というのは学校、教育論だけでは語れない、これに尽きるんだと思うんです。学校とは、その地元の、そこに住む人たちの拠点であり、生活の一部であるわけです。それが、6年前もそうでしたけれども、まんのう町の行政において、学校が地域と連携された施設であるという部分が欠如しているのではないかと、そういう思いがどうしてもぬぐえない。学校の生徒が減ったので学校統合しますよ、それで済む話でしょうか。6年前から

ずっと言いよります。僕は一般質問で、教育こそ行政がすべき一番の課題であると。そして教育こそが地域を復興させる今の鍵であるというようなことを言ってまいりました。それなのに、二つある学校で、片一方は50人程度の学校です。片一方は400人程度の学校。それで同じ教育内容で進めていったら、当然多いほうに、部活も多いですし、友達の数も多い、そうなれば吸い寄せられていく、当たり前の話なんです。6年前の統合問題のときにも、残す価値があるんだから、それなりに違う教育をする必要性があるんじゃないかと、ずっと言ってきました。なのに、この6年間手をつけず、同じようなカリキュラム、それをしてきた結果、部活がしたい子供たちは琴南中学校から満濃中学校に行く、これは仕方のないことだと思う。それをずっと放置して、数が減りました。じゃあ合併しましょうか、それでいいんでしょうか。じゃあ琴南地区の今後の展望はどうなるんでしょうか。学校を廃校もしくは休校にする場合に、その地区の展望も一緒に語るべきなんです。それがないんです、ずっと。子供が減ったから、子供が減ったから、わかっとなりますがなそんなんってなるんです。

中学校はなくなりますよと。しかしながら、それにかわるものとしてこういう施策を用意してますとか、だからこそ琴南地区、この環境豊かな地域で子育てできるような環境を残していかないと、琴南地区の未来はないでしょうねというような話がないんです。

もう中山間地域なんかどっちでもええわと、わしら関係ないわと。山が荒れようが、人が住まんとこうが、高齢者がふえようが知ったこっちゃないがというふうにししか見えんです。

若い世代が住まない土地に未来がありますか、ないですよ。ですから、この問題を語るときには、どうしてもその地域の展望をというものを語った上で話していただかなければ困る。だからこそこの一般質問、当初にこういう課題で質問しておりますし、全員協議会でこの手の旨は伝えておりますので答えが返ってくると思いますので、まずはお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本屋敷議員の御質問にお答えいたします。

学校統合問題と地域の総合計画についての御質問でございます。

まず、地域の総合計画についてでございますが、まんのう町では、昨年3月、町全体の総合計画、後期基本計画を策定したところでございますが、地域ごとの計画には至っていない現状でございます。

この地域については旧3町を単位とするのか、公民館を単位とするのか、学校区を単位とするのか、いろいろあろうかとは存じますが、いずれにいたしましても、計画に際しては、地域の方々からの多くの御意見をいただき作成しなければならないと考えておるところでございます。地域の発展は町の発展でございますので、これからも御意見を賜る機会をつくって進めてまいりたいと考えております。

次に、学校統合と地域の総合計画との関連でございますが、学校統合につきましては、

子供たちにとって望ましい学校規模の中、良好な学習環境が難しい状況となった場合に検討しなければいけない課題と考えております。これからの子供たちの教育を最優先に考え、判断すべきものだというふうに考えております。

学校施設は地域文化の発信や防災の拠点施設として、また、地域コミュニティづくりの役割を担う地域の核であることは申すまでもございません。学校統合となると、地域から子供たちがいなくなり、地域の過疎化が一層進むという御意見も承知いたしております。

平成22年にはまんのう町全体が過疎の指定を受けておる状況でございます。過疎対策に特効薬はなく、まちづくりの基本理念であります誰もが住みよい、住み続けたい町となるべく子育て支援を充実し、若者世代の流入を図っていくことが肝要かと考えております。

なお、学校統合につきましては、教育委員会の意見を参考に検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 正直つらいんですよ、町長。今の前に発言された議員さんもそうですが、町長からこの町をどうにかしたいという思いが感じられない。さっきから検討します、検討します、検討しますという言葉は欲しくないんです、僕たち。こんなことをしたんやけどどう思うやろか、これしたらどう変わるやろか、そういう熱い思いを聞きたいんです。施策なんて日本中いっぱいあります。学校問題にしてもそうですけども、地域の子供たちが減ったからどうしようかという話で、徳島県伊座利であつたり、教育長には話しましたが、御存じかどうかは知らないですけども、徳島市から伊座利とか、市でなくてもいいんですよ。伊座利で住んでくれたら、伊座利の土地を貸しますよと。伊座利という漁港があるんですけども、そういうところで自然豊かな子育てをしませんかというように、地域の方が盛り上げるためにやっている。そこに年間家庭ごと来てもらうということで、審査もして、毎年、定員を超える人が来てくれたり、また、埼玉県太田市では英語特区として、英語だけで授業をする中学校をつくったり、いろんなことを施策としてやりよるわけです。それをするによって過疎化を防ぎ地域を守り立てる特効薬とはならないまでも、何かまだうちの町は、うちの地域は生き残っていくために、岩にでもしがみついて上へ上がっていくんだという熱い思いがそういう地域から感じられるんです。しかしながら、さっきの会計制度もそうですけども、本屋敷君よと、公会計制度を入れようと思うんじやが、今度、一般質問で言うてくれ。そのときにはわしが必要さも言うていかないかんと思うんじやぐらいの熱さが欲しいんです。変えていこうという気が欲しいんです。その施策がないんかという話です。

琴南地区だって、僕も全世界も回りましたし、東京や大阪にも住みました。しかしながら、琴南地区、生まれたところもありますけれども、それと比べてもええところやから帰ってきとるんです。東京では住みとらない。それはもうずっと思っております。住むところじゃないです。仕事をするところですよ。そこで子育てしたい、そう思うから帰ってきとるんです。そういう人間を集めないかん。集めるために何ができるか、それを考えていく

のが僕たちの仕事ではないのかなと思うんです。（三好勝利議員退席 午後1時28分）

ほかの議員さんも言ってらっしゃいますけども、ゴルフ場が4つもあるんやから、ゴルフ場と提携してゴルフを目指す子を琴南に誘致したらどうやろかとか、そうやって全国的に名前を売っていくからこそ、地域の間人だってまだまだやれるんやと、そう思うん違うんでしょうか。このままだって中学校の人数減りました。だけん統合しましょうやと。やっぱりうちの町はいかんのやのと、うちの地域はいかんのやのと、そうなるんです。実際、なりました、琴南地区の奥のほうは。そのときの琴南町の時代の行政が悪かったんやと僕は思いよりますけど、地域のための学校とか、そういう視点がなかったんです。だからこそ、ぜひとも聞かせてほしいんです。もし琴南中学校を残すとするならば、こういう施策も用意できますよ。もし琴南中学校をなくすとしても、こういう施策がありますよ。だからこそ安心してください。頑張りましょうよ、皆さんという何か、それが無いのにうんとは言えんというだけなんです。（三好勝利議員着席 午後1時30分）

僕は琴南中学校を残して、何か施策を打とうよとずっと言いよります。今でもそう思いよります。その答えをください。それが欲しいんです。お願いします。

（三好郁雄議員・白川年男議員退席 午後1時31分）

○関洋三議長 答弁、教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 本屋敷議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今、本屋敷議員さん御自身がおっしゃっておられますように、人というのはやっぱり熱い心を持って対応していかないかんというのは私も全く同じであります。そういった観点からいろいろ物事は考えていかなければならないというふうには思っておるわけでありますけれども、人間は社会的な動物でもあります。時には人の気持ちを考え、そして周りの状況を捉えながら対応していかざるを得ないというところもあるかと思ひます。

私、ここへ出てまいりまして、学校の現状ということの観点から多少お答えになろうかとは思ひますので、申し上げたいと思ひます。

本屋敷議員さんが常々御指摘のように、学校は地域の核であるということにつきまして、まさしくそのとおりであると私も考えております。学校は地域の核であるという考え方につきましては、これはちょっと余分なことだとおっしゃられるかもしれませんが、順序立てて説明させていただきますと、国におきましては、学校と地域の連携をという視点で、これまで主に地域に開かれた信頼される学校づくり、地域全体で学校を支援する体制の構築といった観点から、教育改革の柱の一つとして推進されてきておることは御承知のとおりであります。（三好郁雄議員着席 午後1時33分）

こうした国の施策を背景といたしまして、まんのう町におきまして、各学校とその学校がよって立つ地域との連携を推進してきております。

例えば、琴南地区における土曜塾、これは学校と地域が協働する、地域連携協議会が中心となって、子供たちの土曜日の有効活用を図ろうとするものなので、子供たちの教育を核として、さまざまな分野の人々がかかわって運営されており、まんのう町内では唯一の

実施事例ということになっておるわけでございます。

子供たちにとっては、この授業というのは地域の人々が有する知識や技術、地域の文化や社会を認識するよい機会となっており、また、大人たちにとっても、みずからの立場や役割を再認識し、地域への貢献の一端を担うという自覚を醸成する機会となっていると思っております。このように学校と地域が子供を中心に据えて協働するときに、学校は地域の核になり得る、そう考えております。

つまり学校の経営、運営というものは地域の動向、実情を背景とし、大きな影響を受けつつ行われるものと思っております。

この観点に立つとすれば、学校と地域社会のそれぞれがしっかりとした基本理念や目的意識、方向性を保持しておくことが全ての前提条件となります。この学校を地域の核とする理念や方向性においても、不易と流行をしっかりと見きわめておくことが必要かと思えます。時代の要請に応じて適時、適切な施策を打つことや、新しい観点による施策に取り組むという流行はもちろん大切なことであります。しかしその一方で、本来、公教育として時代を通じて変わらない理念に基づいて行われなければならない教育内容であるとか、教育条件の整備については、全ての子供たちにとって機会均等でなければならないという不易の部分忘れてはならないというふうに考えております。

(白川年男議員着席 午後1時36分)

義務教育はよくライフラインであると言われております。義務教育というのは学力形成でなく、人間形成における基礎になるものでありまして、子供だけでなく地域社会にとっても欠くことのできないライフラインなのであります。言いかえますと、家庭や地域の状況によって子供の教育機会が損なわれることがあってはならないということであります。

まんのう町教育委員会では、こうした観点から教育施策を推進してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたく存じます。私どもの考えとして一端を述べさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 教育長のほうから教育委員会の見解というものもいただいたんだと思うんですけども、それも上辺の話なんです、今の教育長のも、僕からすれば。

地域と学校の連携という部分で言えばいろんな施策はあります。PTAの廃止であったり、地域の連携協議会、これもPTAの廃止に近いものがありますけれども、学校運営を地域に任せるといふあり方もありますよということは僕も提言したことはあります。しかしながらいまだにPTAが基本となり、学校評価委員等々、ほぼ地域の連携という部分をもっと深くいけるのにいっていないのはたしか、実情ではあるんです。そこはいつてくさいよと僕は思いよるわけです。やってくればいいんです。数が少なくなるよりも、数が多いうちにやってくれたほうがいいんです。

時代的にも、時代形成で教育長の世代と僕らの世代では社会観念が違いますから、さらに僕の下世代になればもっと社会観念が違う。その中で地域を醸成していくには、どう

しても上の世代の人たちが多い時代のほうが世代観念は醸成しやすいと私個人は思っていますので、それは早いうちにやってください。それは琴南中学校だけの話じゃないですから。にっちもさっちもいかんようになってからやったって一緒なんです。それはやっていただければいいなと思うんですけども、地域にとっての学校性という部分で言えば、方向性をつくるのは教育委員会の仕事やとある種思うんです。今の教育委員会の話は、東京の文科省の役人がつくった公教育とはという部分でのベースとなる部分だけの話を言いよるだけだと思うんです。地域によって差があります。これは間違いない話です。だから公教育で補完できない部分は私立に逃げているのが現状なんです。じゃあ私立も遠いところではどうなるのかという話も含めて、今現在のまんのう町での教育とは何なのかを、まんのう町の教育として考えていただきたいんです。文科省の役人が考えたあんなもんどっちでもいいんです、僕らにしてみれば。読み書きそろばんができればええんやと思うんです、基本的には。社会に出て使いませんもん、三角関数。土木関係の方は使います。僕も土木してたんで使いましたけど。そういう話ではなくて、義務教育という部分で言えば、昔の江戸時代でいう読み書きそろばん、これで足る部分やと思うんです。あとは社会性という部分をもっと強く考えるのであれば、その地域性、さらには地域に根差した学校ということのほうが義務教育にとっては大きいんやと僕は思いよるんです。だったらまんのうとしての義務教育とは何なのか、そこはひとつ考えていただきたいと思うわけです。

しかしながら、教育委員会が出してくるものは、基本的に教育指針にのっとったものですというような答えしか返ってきません。

僕が言いよることが、それはあんたの考えだけでしょと言われればそれまでですけども、地域と根差す、さっき言いよった、社会と密接する動物が人間であるとするならば、社会とのつながりを読み書きそろばん以外に高めることのほうが義務教育では大事なんやと。それを怠った結果が、今の若い世代ではないかなと。これを言ったら怒られるかどうかわからんけれども、ではないかなと思ひよるわけです。

今の日本の教育が間違っているのは、文科省の教育指針が間違っているからだと思ひよっている部分がある。だからこそ、まんのう町から違うんではないかという声を挙げていただきたいと思うわけです。いかがでしょうか、教育長。

○関洋三議長 再答弁、教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 本屋敷議員の御質問にお答えしたいと思います。

私たち教育委員会は、いわゆる教育のヒエラルキーというものがありますから、その末端部分で現場の部分に当たる教育委員会になっていると思うんです。そういった組織上から言いますと、やはり国の施策、方針というものを受けて、さらに県の施策、方針というものを受けてやらざるを得ないという部分は幾ばくかあると、これは御理解いただけるだろうというふうに思うんです。

ただ、それだけで終わっているとは私たちは思っておりません。例えば教育委員会で日々話し合っていることは、まんのう町独自の施策というものを打たないかん、これはよくよ

く話し合っております。ですからいろいろ施策をごらんになっていただければ、今、やっ
と県が取り組もうとしておるような、いわゆる自立への学習、学び合いといった観点も、
数年前からもうまんのう町ではやっております。さらに英語教育についても小学生からや
っております。

そういったように、まんのう町の教育委員会が考えて、独自色を出していこうとしてい
る施策もやっておるというふうには自負しておるわけですが、そういったことは、皆
さんに御理解いただくために我々が広報していかないかんという課題はあろうかとは思
いますけども、この辺は御理解いただければというふうに思います。

今後とも、地域の方々、もちろん議会の方々とも連携しながら、子供たちの将来を語り、
そして導いていかなきゃいかんというふうには思っております。これでお答えになったか
どうかちょっとわかりませんが、以上、答えとさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 教育長のほうから、35人学級だったり、小学校の英語教育であつた
り、勉学を補完する部分での先行性というものはありがたい限りで、本当にそのとおりで
とは思っておりますが、きょうの課題である社会とのつながりから考えた学校という部分
での独自性、そこの部分での話だったわけですので、それは今後、教育委員会でももう少
し考えていただきたいと思う部分、僕はP T Aを廃止してくれても結構だと思いま
すし、地域連携協議会で学校運営していくと。地域連携協議会で学校運営すると学校長の
権限が変わってきますから、そこら辺がちょっとネックになる部分はあるんだろうと思
いますけども、学校長は3年でかわりますが、地域の方々はずっといらっしゃるわけです
から、それでこそ学校運営していくべきものだとは僕は思っていますので、そこも再度、また後
日にでも教育委員会でそういう話をしていただければありがたいと思います。

町長のほうですけども、琴南中学校の統合問題に関して、さっきも言ったように、町長
として中山間地域である、これから過疎化がどんどん進んできた琴南地区をどうするの
かと。学校問題だけではないんですよという話なんです。僕は学校を起爆剤にして人をふや
しませんかとずっと言ってきた。先ほどから人口減の問題の話にしても、やっぱり生業、
職があつて、僕たち若い世代が気にするものというのは職があるのか、そこで生活でき
るのか、その生活の基盤としてまた学校がどうなのか、だからこそ学校統合問題が出ると一
気に人が住まなくなるんです。学校がなくなりますよという情報が出るだけで人は飛んで
いきます。事実この6年間、奥で家を建てると言っていたみんな僕らの同世代は、もう学
校ないのに奥で家建てんやろといひます。中学校がなくなる言いよるやないかと。小学校
もどうなるんやという話になるんです。だからこそすごくデリケートな問題。地域をおこ
していく上で、最終的に最後までいろいろいかん部分をいろいろ過ぎなんです。過疎化に拍
車をかけよるんですよ、役場が。だからこそ、学校統合をするのであれば、それを打ち消
すぐらいの施策が要るんです。それを示してくださいと言ひよんです。中学校がなくなっ
ても、琴南地区にはこういう魅力もあり、こういう掘り起こしをすれば、琴南小学校の

生徒がふえるであろうと。いっぱいあるやないですか、考えていくこと。林業への投資であるとか、琴南地区は高松へ行くのに四条よりも近い。高篠の北のほうよりは近い。首切り越えれば一本ですから。これは琴南地区だけでなくもいいですよ。まんのう地区の人たちのための駐車場を高松につくるとか、綾川のイオンの前にまんのう町で区画整理してまんのう町民のための駐車場をつくるとか、綾川のイオンから首切り越えて琴南までバスを走らせるとか、いろんな施策が、それができるかどうかは精査せないかんですよ。こんなこともあるんやけどどうやろかと投げかけてくれたら、絶対的に琴南地区、中山間は守らないかんのや、仲南も一緒ですよ、塩入地区、**水源**は守らないかんのや。

○関洋三議長 質問者、時間が近づいてきていますので、質問をまとめてください。

○本屋敷崇議員 町長としてこの地域を盛り上げていく、そういった施策を示してください。

もしこの統合問題を語るのであれば、それは当然同じくして語るべき問題ではないかと思いますので、今回、こういう問題が出てきたんですから、ぜひともその施策を示していただけることをお願い申し上げます。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。

学校統合問題についてでございますが、6年前も大きく町を挙げての話題になりました。そのときには、まだかなりの生徒数がおられました。いろいろ話をしておる中で、あのときの状況では、教育委員会は即満濃中学校が新しくできたと同時に統合しようということでしたが、地域の皆さん方の声、また、議員の皆さん方の声を聞いて、私の決断として凍結をしてきたところでございます。

ただ、その6年前の話でもありましたように、当然生徒数が減り、10人を切るような複式学級になるほどに減ってしまえば、これはもう当然というのは住民の方からの町のほうへお願いに行きますよというような言葉もございました。現在の状況を見てみますと、まさにその状況でないかなと、このように思っております。

確かに本屋敷議員さんがおっしゃるように、起死回生の何か施策があって、こっちの満濃中学校からもどんどん琴南のほうへ行けるような施策が打てればよかったとは思いますが、なかなか今、全国的に見ても、過疎地域を活性化するというのは非常に至難のわざでございます。そのような中で現状を見ていただいたら、来年、何人来るかわかりませんが、一桁になる可能性も十分ございます。そのような中で、まず統合すれば地域が寂れるという声もたくさん聞きました。しかしながら、私といたしましては、子供たちのことを一番に考えて、複式学級になるほどの、琴南中学校の全校生徒が10人を切るような状況で、本当に子供たちの将来、子供たちのことを一番に考えれば、それが一番いいというふうには私は思いません。琴南中学校の子供たちも大事なまんのう町の子供たちです。その子供たちが、今から中学校から高校へ上がり、また高校から大学、社会へ出ていきます。そのときには一つ一つの環境があろうと思います。枠組みがあろうと思います。中学校では中

学校の規模の友達、大勢の友達ができる。また、高校へ行けばもう少し広がった輪ができる。大学、社会へ出れば、もっと大きな荒波の中へ入っていかなければいけません。琴南の子供たちがずっと一生琴南で過ごすのであれば、それもいいかも知れませんが、将来的にはやはりまんのう町を背負って立っていただく、また、国際的にも羽ばたくようなすばらしい子供たちになっていただきたいと思っております。

そして、やはりその節目節目、例えば小学校から中学校へ上がる、そのときの節目、中学校から高校へ上がるときの節目、新しく環境が大きく変わります。私自身の体験からも、小学校から中学校へ上がるときに、小学校よりは多くの満濃中学校の生徒がおられます。270人ほど我々のときはおりました。小学校では40人程度でございました。自分自身、新しい環境の中でもう一度やり直す、自分の気持ちをもう一度切りかえて新しく出発ができる、これは高校でも同じだったと思います。そういったことで、子供たちは一つ一つ大きな器の中に入って、最後には社会に出ていかなければいけないわけです。そういったことを考えるときには、どうしてもある程度の適正規模の学校で切磋琢磨する、そのことが子供たちにとっては私は一番重要であると、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 前からも言いよるんですけど、私の観点から言って、人数が多いほうが絶対的に教育に得だという考えは、絶対的にない。絶対的にみたいな形でみんな言われよりもですけど、私も人数160人の中学校を出て東京に行きました。得でしたもん。そのとき1,000人規模の学校ばかりでした、僕、第二次ベビーブームの終わりごろですから。東京の友達にしてみたら、おまえどこから来たんや、すごい山奥やのだけで僕にとったらメリットなんです。それをメリットととるかデメリットととるか、それは教育です。おまえらメリットやぞと教えればいいんです。今、デメリットやデメリットや言いよるからデメリットになるんです。それと一緒にです。過疎化がデメリットやと言いよると一緒にです。山の中に住むのがデメリットやと言いよると一緒にです。それが気に食わんと言いよるんです。そこの考え方を直してくれな、町に発展なんかないと思いますよということで、時間が参りましたので、その部分をどう思うかということを返答してもらう必要性もないか。そしたら終わります。

○関洋三議長 以上で、7番、本屋敷崇君の発言は終わりました。

休憩をとります。議場の時計で2時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時15分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、竹林昌秀議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

1 番、竹林昌秀君、1 番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 よろしくお願ひします。

私の住んでいるもみの木峠は、ちょっと雪が降ると車がかえるところでして、私のうちはよく渋滞した車が電話を借りに来るところでした。1 日二十何件ぐらい来てました。

先週、夜 9 時ごろで 1 度ぐらい、それからここ二、三日では三、四度ぐらい、東山越えや猪ノ鼻峠を越える前にもみの木峠があることを住民の皆さんにお伝えしておきたいと思っています。

私が議員に就任してから 3 回目の議会で質問の 7 本目となります。予算編成の時期に佳境の時期であって、本町の財政を町長がどのように掌握して、いかなる問題意識を持っているのか、種々ある財政指標の経年変化の資料を提出の上で、それを住民向けにわかりやすく説明する答弁を求めますと。

実は、財政資料はつぶさに報告されておりまして、本町の財政係が極めて有能であり説明能力を持っていることは皆様承知です。全てのことは出ています。でも、財政健全化指標のうち、将来負担率の経年変化を見てみたいんです。単年度は出てますけど、これがどう変わってきたのか、どうなっぴょんやという話です。5 つあるんですけども、数字が出す必要がない状態です。これは町長の答弁に出てくると思います。

それからもう一つは、財政調整基金が 42 億円あるんですけど、どうやってこれが積み上がったのか、その経過を知りたい。多分、税収をこま目に見とった、地方交付税をちょっと低目に見とって、結果、ようけ出てきたとか。それから職員の皆さんが儉約に努めて、あるだけ使わずに効率的な運用をしたために執行残が出た。それがどの程度の割合で、どの年がどれぐらいなのか、合併以来、数字を見たいんです。それが焦点です。

これにどのように対応するのか、格別入念な方針と具体的な手だてを町長さんに求めたいと思います。

先刻、川原議員さんが、町長から 42 億円のうち 30 億円を残すという答弁を引き出しております。ちょっと角度を変えた私の質問になろうかと思ひますけども、よろしくお願ひ申し上げます。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの財政運営の現状と今後への展望についての御質問にお答えいたします。

最初に、財政運営の現状と課題については、平成 18 年 4 月より導入された財政の健全化をあらわす指標であり、公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率において、平成 18 年度決算ベースで 15.8% から、平成 24 年度決算ベースで 8.6% と、毎年減少しておりましたが、平成 25 年度決算では 9.5% と、0.9% 増加となりました。

この原因は満濃中学校関連整備事業等の実施により、一般会計の元利償還額や債務負担行為額が増加したためであります。

また、お配りしております将来負担比率の経年変化資料では、地方公共団体の借入金で

あります地方債など、現在、抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしております。

平成１９年度は合併直後のため職員が多かったことや、負債の割合に対し財政調整基金などが少なかったため９８％でありましたが、職員数の減や基金の増加により、毎年、右肩下がりで減少となり、平成２３年度には０．７％と大きく改善されました。

しかし、平成２４年度には先ほどの実質公債費比率と同じく、中学校関連整備事業等の実施により地方債残高が多くなり１９％となりましたが、平成２５年度には再び３．８％と、１５．２％の大きな減少となったことから、地方債残高は高いものの財政の健全性は保たれており、資金不足に陥ることなく維持し続けております。

次に、歳入においては、全国的な経済の低迷により自主財源の根幹である町税収入が伸び悩み、さらに地方交付税は平成２８年度以降、合併特例期間の終了による大幅な縮減が見込まれ、一般財源所要額の確保に大きく影響すると考えられます。

また、歳出では、合併関連事業に係る公債費の増加、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や、公有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫してくることが予想されます。

このような現状にあって、まちづくりの指針であるまんのう町総合計画に掲げる施策、事業の着実な推進を図り、少子高齢化に向けた総合的な地域福祉施策や生活に関する社会資本整備など、多様化する政策課題に着実に対応しながら町民満足度をより高めていくことはもとより、合併効果が十分発揮できる施策の推進、また、合併特例期間の終了に向けて、持続的で安定性のある財政構造を構築しなければならないと認識いたしております。

（合田正夫議員退席 午後２時２３分）

このような財政運営の現状と課題を踏まえ、昨年１０月に平成２６年から３０年までの５年間を中期財政計画として策定し、町ホームページでも公開いたしております。

その計画の中の財政収支及び財政指標の見通しの中では、平成２９年度までは形式収支は黒字となり、剰余金積立が見込まれていますが、平成３０年度には約１億円の歳入不足が生じるものと予測いたしており、その財源補填として、現在、約４２億円積み立てております財政調整基金の取り崩しを行うことを計画いたしております。

次に、財政調整基金につきましては、標準財政規模の１０％程度、当町では７億円程度が適正とされていますが、資料のとおり、合併時の平成１８年度には約１３億円であった基金が、現在では約４２億円を超え、３倍以上となっております。これは毎年決算上の剰余金を積み立てた結果であります。平成２８年度から普通交付税の合併算定がえによる縮減が段階的に行われることから、その充当財源として確保しているものであると同時に、今後の社会変動や緊急課題に的確に対応するためにも、一定の基金残高が必要であると考えており、中期財政計画でも３０億円以上の残高を確保するをいたしております。

ついで、今後の安定財源確保としての具体的な計画では、この財政調整基金の１０億円程度を取り崩し、まんのう町の未来を担う子供たちのために使用する特定目的基金、仮

称であります。子ども未来夢基金として新たな積み立てを行い、その果実運用益から生まれる1,000万円程度の利子を、子供たちのためにさまざまな事業を創設していこうと考えておるところでございます。

その事業につきましては、町内小中学校と連携をとりながら、子供たちの意見も踏まえた効果的、持続的な事業を実施したいと考えております。

さらに、今後、町税の徴収強化等の取り組みや、新たな自主財源の創出などにより歳入確保に努め、徹底した事務事業の見直しなどによる行財政改革を推進するとともに、選択と集中による施策の重点化により、効率かつ効果的な行財政運営に努め、財政の健全化を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ちょっと御報告がなかったのが、毎年度の繰越金、財政調整基金がどのような内訳でたまっていったのか、今、無理であれば、ちょっとそれは資料で欲しいんですけどもいかがでしょうか、それを御報告ください。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

財政調整基金の推移でございますが、この9月のときにですが、主要施策の報告をさせていただいております。そのとき補足資料をお配りさせていただいております。その中にですが、財政調整基金の推移を入れさせていただいております。それ以外にも、合併以降の実質公債費比率等の動きをグラフ等にさせていただいて、まんのう町の合併以降の財政の動きを表化させていただいておりますので、お目通しをいただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。ページ数は12ページでございます。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 いつ、幾ら残ったかわかるんですけども、収入の見積もりが小さ目だったからなのか、節約して執行残が大きかったからなのか、毎年の推移を見たいんですけど、今、無理なら無理と言っていて、それだけ確認しておきたい。

私はきちんと使ってしまえということを求めるつもりはありませんから、安心してお答えください。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 竹林議員さんの再質問にお答えします。

財政調整基金が生まれるのは、収入と支出の差ができましたら、それを基金に積んでおるわけでございますが、これはまさに毎年決算のときに御報告させていただいております。

町といたしましても、当初予算をもちろん組んで、1年間のまんのう町がどうあるべきかということで予算を組むわけでございますが、その中でできる限りの見直しをしながら当初予算を立てるんですが、我慢できるところは我慢していこうというところで、予算を絶えず見直しを行いながら、必要なところには十分に予算を立てますが、無駄であろうとなったときには補正をさせていただいて、落とさせていただいて、その差額を積みせてい

ただいて、要は合併１０年以降、先ほども町長が申しましたが、激変緩和に２８年度から入ってまいります。その激変緩和に入ってから５年たつと、本来のまんのう町の交付税しかいただくことになりません。それに備えて今から十分な準備をして、まんのう町の財政が安定的に動くようにするために努めておりますことを御理解いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、１番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 成果報告書に財政健全化比率が出ておりまして、実質赤字比率は数値がない、出す必要がない。早期健全化比率が１４．２０ですから、イエローカードまでほど遠い。財政再生基準が２０ですから、全く宇宙のかなたかもしれん、そんなことはないでしょうけれども。それから連結実質赤字比率の数値を出す必要がない。早期健全化基準が１９．２です。これもまだイエローまで遠い。実質公債費比率は２４年度で８．６ですけれども、議会が１００億円ＰＦＩで使うとって心配しましたがけれども、その償還が始まっても、平成２５年度決算において実質公債費比率は９．５、わずか０．９ポイント上がったにすぎない。３つの施設を一体的に総合的に執行する。合併した市町村の命運をかけた事業は、実質公債費比率の算定において極めてわずかな数値の増加にしかかっていない。これが現実であります。

そして、１３億円であった財政調整基金は４２億円ある。この４２億円という数値がいかなる意味を持つのか、ちょっと隣接市町村と比べてみましょう。お隣、ちょっと苦しい町でございます。琴平は平成２４年度を見ると５億３，２００万円ぐらいしかない。多度津町も１５億６，０００万円ぐらいしかない。これは財政調整基金の残額は、高松が１２３億円で、うちが４２億円ですから、うち１７市町村のうち４番目によくあるんです。町なのに。丸亀が３１億円で、うちは４２億円あるんです。坂出が２１億円で善通寺がこんな感じなんです。これ、いかなる指標を見ても、財政が危ないという見通しは、総務省の指針から見たらもう全くない。一体どういうことだと。確かに税収が少なく、自主財源比率は小さいです。しかし、うちの経常収支比率は７８％で低くて、財政の硬直化からは遠い。９０超えとるところだってよそはある。大丈夫か、おい、これ。金がたまり過ぎるとデフレになるんです。消費すると物価が上がり、生産が上昇し、経済は発展する。町長は町財政にこだわり過ぎて、町民経済を見ていないのではないかと。町長さんにお尋ねします。財政の機能とはどのようなものでしょうか。財政の基本機能を教えてください。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

町財政でございますが、やはり常日ごろから出るを制し、入るをはかり、健全なる財政運営に努めていかなければいけないと思っております。

今、御指摘のありました４２億円もの財政調整基金がたまったということでございますが、これについては、毎年、積み立ててきたものが、だんだん１３億円から４２億円までふえてきたということでございますが、やはり町政を預かる身の上におきまして、財政調

整基金といいましたら、家では貯金ということになろうかと思いますが、ある程度の貯金、少し多目の貯金かもわかりませんが、貯金をしておくこと、将来に向けての基金であるというふうに思っております。

常日ごろから町民の皆さん方が、おい、まんのう町の財政どうなつとんやと、将来、心配ないんかというふうに言われたくはございませんので、議会の皆さん方とも一緒になって、しっかりと町政運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔「しっかり頼むで」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 非常に堅実かつ地道な財政のお考えをお持ちで、我々は実に頼りになる町長を持っておると確信してよろしいかと思えます。

しかし、地方債残高が111億7,000万円ぐらいあるんですけれども、大きいんですけど、実質公債費比率が低いんです。ようけ借りとるのに低い。どうしてかといったら、地方交付税補填のある有利な仕組みを調達しておるわけで、不利な危ないお金は使っていない。私どもの町が合併したがゆえの特例措置がありますし、旧町においても山村振興や辺地財政特例法や過疎法を上手に駆使して、有利な資金を調達してきた歴史があるからであります。私たちの先人も立派だったということでございましょう。

それで、財政の機能です。財政には三つの機能があると言われます。資源配分機能で、民間が手出しせんようなこと、やってももうからんことはしませんから、それをやらないかんということがあります。大気汚染のお金を使うやいうのはどこもそれはやりませんし、これは公的な機能であって、公的なことにお金を配分せないかん。

それから自由主義経済ですから、自由競争をやると所得の差ができるんで、自由競争に負けた人たちを救済せないかん。社会保障の考え方で使う所得再配分機能です。壮大な介護保険が23億円と、国民健康保険が24億円と、後期高齢者は実は31億円ぐらいいてますから、78億円ぐらい介護と医療でお金が流れている会計を私たちは持っているわけです。壮大な社会保障の役割を果たして、所得分配機能を果たしております。

三つ目に、経済安定機能、経済を支える財政の機能があります。安倍総理大臣はアベノミクスを掲げて、それを真意を問うております。

先ほど、今回、冒頭に町長の町政報告、経過報告の演説がありましたが、見事に当を得て掌握された説明だったと思いますけれども、町長の話には国の財政の話があって、町民経済のことは一言も触れられてないわけです。この町民経済をいかにするか。町民経済に奉仕するのが財政でありまして、町役場は公行政のために一生懸命やっていて、町民のために、町民経済のために働いているんだらうか、この観点をお伺いしたいと思います。財政を町民経済のための視点を持って運用してはどうかという提言であります。

○関洋三議長 1番目の質問から2番目の質問になっておりますか。

○竹林昌秀議員 いやいや、財政の。物の見方を、今、何をしろと言っているわけでは

ありません。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

内部の留保資金がちゃんとあるということで、まんのう町はプレミアム商品券のような形で、地域の商工事業者に対しての支援が可能となります。そういうものが多々あるわけですが、先ほど町長申しましたが、社会的な支援ではないかもわかりませんが、子ども未来夢基金のようなものも、そういう基金があることから積み立てをして、その果実運用をかけて、子供たちのスポーツなりさまざまなものに運用していこうと。これは新しく平成27年度からこの事業を行うような計画を立ててございます。基金をうまく活用して、ただ単に貯金があるだけではなく、この基金をうまく活用しながら、安定した行政運営を今後も行っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町は270億円の工業出荷額があって、150億円ほどの商業販売額があります。農業が48億円です。年金が町民全体で33億円、これは6月議会で皆さんが報告していただいた数字です。町の全部の会計を合わせると、大体単純計算で150億円ぐらいです。これが町の経済だろうと思います。この150億円を町民経済を振興するために使えないだろうかという観点で予算を組み、執行し、できないだろうかということでもあります。これが提言であります。これはじっくりお話ししましょう。

次いで、基金のところも時間がありませんから、公営企業会計も水道、簡易水道、下水道、農業集落、浄化槽、全部財政健全化基準は算定する必要がないという非常に健全な度合いを示しております。

ところが町が持っている基金、この運用の状態についてちょっと御説明を願えますか。ほかにもあるでしょうと言いたいんですが、基金が使われているのかという質問です。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 決算書等に基金の種類は全て載せさせていただいておるわけですが、その基金によりまして運用をかけております。そして特定目的基金であれば、その目的に資するものとして運用させていただきますし、果実運用型の基金であれば、それ用に、その目的に従って、その目的を達成をするがために、その基金を使わせていただく、運用させていただくということになります。十分なお答えになったかどうかわかりませんが、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ちょっと今までにない発言の仕方をする、なかなか論議の焦点が合いませんけれども、きょうは第一歩で、私も4年の任期がありますから、じっくりやらせていただきます。

財政調整基金が42億円ぐらいあって、減債基金が3億7,000万円ぐらいあって、特定目的基金7億2,000万円ぐらいあります。これを上手に使おうじゃありませんか

ということです。基金、死んだままでお金寝とれへんか、お金に仕事させてお金を回そうよという意味です。

4 2 億円の財政調整基金もです。これも死に金にせずに、お金を使って値打ちが出るんで、経済循環を、お金が回転するスピードが上がれば上がるほど景気はいいわけです。みんなが食べていけるわけです。経済循環するように、こうしたもしかしたら死んでしまっているかもしれないお金を上手に使えるかもしれないなということです。難しいです。研究しましょう。お勉強しましょう。

それから、私、申し上げたいのは、簡易水道が 1 1 億円借り入れ残高があって、水道事業が 1 0 億円ありますね。しかし、これは 3 0 年ぐらいの耐用年数の中で 2 5 年で払えば、利用する人たちが公平に負担するわけですから、簡易水道や学校みたいなのをためておるお金で建てると、ためるだけの時期の人と恩恵を受けるだけの時期ができますから、こういうお金の借り方はいいわけで、うちの水道会計が 2 1 億円あるといったって、何ら心配はないと思います。ましてこういうのは上手に資金調達して、町民経済のために我々がいかに資金調達して上手に公益を果たす目的のために使っていけるか、政府はちょっとこれをやり過ぎてます。

地方は、公務員給与が地方全体で 2 7 兆円ぐらいあったのが 2 3 兆円ぐらいに下がってます。日本中の行政改革はうまくいって、合併効果が出てきて、随分人件費が下がってます。全国の地方財政のトータルを見ると、どこも財政は健全にってます。地方財政を支えるために、地方交付税を潤沢に充当するために、政府がむちゃくちゃ大変なことをしているというのが構造だろうと思います。

こうした問題をこれから執行部と議会が一緒になって考えていければいいなというのであります。事務方、御苦労さまです。私の質問は手間がかかりますね。でもみんなが情報共有して、同じ理解に立てば論議ができます、対策は難しいですから。以上で 1 本目を終わらせていただいて。

○関洋三議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 二つ目です。国政選挙で与党が争点として掲げているのはアベノミクスの実績とその継続手法です。栗田町政に経済政策はあるのか、これを問う前に、本町の経済の実情と課題、これまでの推移と近隣との競合の状態をどのように掌握して展望しているのか、これへの答弁を求める。

この質問は 3 回目になります。今回は、商業サービスの事業所数と売り上げの細目の一覧表を求めます。直近 2 5 年間の推移をグラフにして出してください。近隣の商圈との競合事情の説明資料も欲しいです。しかし、既に政府統計とかで上がっているものはすぐ出せると思いますけれども、これ、なかなかないものはないでいいです。必要だったら、ないものはこれから調べりゃいいんですから、じっくりやりたいですから。ないものはいいいですから、それを出して。

本町の比較優位にある業種は何か。我が町のベルモニー会館の優位は明らかです。衰退しよるところはどこでしょうか。ベルモニー会館は近所の相互扶助をビジネスにまで高めてしまった。類いまれなる経済人と言わざるを得ない。次の成長業種がどこにあるか、皆で探そうではありませんか。

私の関心は本町地域に商業サービス業を集積する可能性を町長や議会人たちと論議することにあります。これは、皆さん、やったことないかもしれないから困るでしょうけど、経済を活性しないと世の中は沈没です。そのために話し合ひましょう。これをみんなが政府に出した統計を読み解く力量を我々は持ちたい。そして同じ土俵に立って、ああしよう、こうしよう論議する役場にできないか、そういう質疑する議会と執行部の関係にできないかということでもあります。

また、6月と9月の答弁漏れを、お茶やお花や畜産はまだでしたね。金融のはちょっと調べようがないと言われてますけど、日銀や財務局に問うたら聞けるかもしれない。県の経済研究所に聞いたらわかるかもしれない。

産直市も我が町の経済を支える非常に重要なところです。こうしたものを経済としていきたい。赤字や黒字やという観点以外の経済の観点を持ち込む報告を求めたい。

トータルの抽象論を述べるよりも、個別産業への手当てを我々全職員220名と、議会陣が住民に働きかければ、必ずや前途に光明が見えるに違いないと、こう思うわけであります。これへの答弁を求めます。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の町民経済の指標、商業・サービス業の推移についての御質問にお答えいたします。

まんのう町の商業は大型店の進出や高齢化等により、卸売、小売事業者ともに減少しており、平成14年から平成24年の10年間に卸売、小売業合わせて40余りの事業所が減っております。

小売業の商店数につきましては、人口1万人当たりで換算しますと86.9事業所となり、県下で14番目で、丸亀市、綾川町と同程度であります。

1事業者当たりの従業者数は4.66人、県下で12番目で綾川町と同程度です。

従業者1人当たりの年間販売額は1,199万円であり、県下で14番目で、さぬき市、小豆島町と同程度です。

また、飲食店数は人口1万人当たりで換算しますと32店となります。県下で15番目で、多度津町と同程度となっております。

町内商工業も大変厳しい状況であります。このような中小商工業の総合的な改善発展を図るために、商工会と連携した取り組み、支援が重要と考えております。

また、農業の花き、果樹、お茶の状況につきましては、いずれも経営体数、栽培面積が減少しております。

販売につきましては、JAや産直市などへの出荷であります。JAへの出荷状況は、果

樹では温州ミカンが多く、次にブドウ、桃となっております。

花きにつきましては、菊類、アルストロメリア、マーガレットなどの草花類が出荷されております。

畜産につきましては、酪農、肉用牛、養鶏の経営体は減少しておりますが、頭羽数につきましては増加の傾向が見受けられ、規模拡大による生産性の向上が図られていると思います。

次に、町内の認定農業者についてですが、高齢化等により近年減少傾向でありましたが、国において農地の集積、集約化に向けた農政改革が行われ、認定農業者や集落営農、認定就農者が支援対象となったこともあり、徐々にふえており、現在の認定農業者は67経営体であります。

部門別では、米麦中心が27.3%、施設園芸中心が29.8%、畜産中心が17.9%、果樹・花きなどで15%となっております。

次に、特産加工品につきましては、ヒマワリを使った油、ドレッシング、ひまわり牛、羽間イチジクを使ったジャム、ドリンク、カリンを使った化粧水、ヤーコンを使ったジャム、焼き肉のたれなどがあり、産直市等で販売されておりますが、流通販売方法が課題であります。

産直市においては、消費者が求める品数、量、品質の確保が重要であり、生産者との緊密な連携が重要であると考えております。

このような課題について関係課、関係機関とも協議しながら、町の経済発展に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○関洋三議長 質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私のところには所管課から資料を出していただいております。私だけが見てもしょうがないんで、皆さんで見ることが必要だろうと思います。

ちょっとお話をしますと、温州ミカンの栽培農家がうちの町は17軒です。ブドウ14軒、桃17軒、柿25軒、栗19軒、梅10軒、スモモ5軒、キウイ7軒、これは果樹です。ここに対してキウイを伸ばすことをやるのか、温州ミカンをどうするのかと一つずつ考えていくわけです。私たちの産業振興というのは、20軒とか30軒を相手にするものです。

こうした論議を、おまえはキウイ担当じゃ、おまえはブドウ担当じゃ、おまえはハウレンソウじゃ、おまえはタマネギじゃ、おまえは花担当じゃぐらいで、一人一人研究させたらどうかなと思うんです。お勉強させないかん。財政調整基金の42億円がある。私どもの町の食堂はもう少し努力してメニューや、やっぱり開店したときのメニューのままやっています。お勉強に出したらいい。

私は東京駅の地下へ行く。あそこは安くてたくさん、見た目もきれいだし、名店が競って東京駅から全国へ行く新幹線に乗る人たちに弁当を競い合っている。あれを見たら、我が町内の食堂事業者たち、調理人たちは随分見識を得られるに違いない。パンやクッキーとか洋菓子は非常に研究熱心なお店があって、あれがお手本になって皆さんに刺激を与え

てます。ちょっとどうか個別の事業所にお金は出せない。しかし皆さんがお勉強するんなら出すよぐらいはできます。いかに職員を賢くして、情報に敏感で分析して組み立ててしゃべれる人間をつくるか。副町長さん、実務統括です。職員を賢くたくましく、調査能力持ってネゴシエーションに強い職員にしよう。

町内の事業所も、みんなやっぱりそうやって勉強することが大事なんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。町長さんばかりあれやから、副町長さんもちょうと、どちらでもいいですけど。

○関洋三議長 副町長、答弁、栗田昭彦君。

○栗田副町長 竹林議員さんの御質問にお答え申し上げます。

いろいろ御提言いただきましてありがとうございます。その中でもまず一つ、我々の、今、財政というのはある程度健全な運営が図られているというふうに思っております。その中でいかに基金等を利用して、さらに一層の地域振興、あるいは町の元気づくりを図っていくかというところでございますけども、まず一つは、経常経費というのが先ほど申し上げましたように約8割を占めております。残りが2割でございますけども、その中では投資的経費がかなりの部分を占めておりまして、残りが、ある程度、我々が裁量で働かせていける財源でございまして、その中でいかに有効にその財源を図っていくかというのは、竹林議員さんが御指摘いただいた中で、我々も知恵を絞っていく必要があるとも思っております。

また、次に人材育成でございますけども、御指摘いただきましたように、我々職員はさらなる努力をもって、さまざまな部分に対して、従来にない新しい視点を持ってさまざまな問題に取り組んで、職員自体磨きをかけて、さらなる新しい施策に取り組んでいく必要があると思いますので、これについては、私もこれからも職員に対して指導していくべきというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 少しずつこういう統計数値、経済をあらわす指標を出して行って、これが現にないものがたくさんあるのはわかります。うちの町が必要だと思ったら調べりゃいいんです。コンサル使って調べてもいいし、我々が関心があるテーマのデータをきっちり出して、町長の経過報告や施政方針に我が町の経済活動の数値が報告されるように持っていくように、事務方の皆さん、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私、非常に可能性を感じております。隣の町が交通や商業や医療の集積した極めて集積度の高い香港やシンガポールのような町でした。それが分散して、商業サービス機能が本町に移ってきております。我が町は阿波池田へ行く、川之江へ行ける、丸亀、多度津、坂出、善通寺、高松へ行ける。琴南なんか人口減る言いよるけど、おまえ、高松へ帰るの40分あったら行けるんぞ。この間、ケアホーム行って、それやったら家建つやないか、高松帰るんやったら絶好ですがと、そんなに言いましたね。これ、みんな、町民知らんかもしれん。

高篠はもう平成24年度の社会増、香川県一、この立地を先輩の議員さんが家を建てるようにしたら、町長、どういや、そうします言うた。その後、ちょっと内輪で相談されました。手を打ちましようね。

やっぱり社会の潮流を見て押すことはいいんですけど、その流れをとめる手立てというのはなかなか、衰退しよる中心市街地を再活性化する手だてはやっぱり難しいですよ。あるところまで落ちたら手を打てますけど、こうした論議を皆様としていきたいと思います。

私は4年間で48本質問できるんです。もうこれで8本使った。残る資源は40回です。大切にせないかんと思ってます。では、もう一つ。(三好勝利議員退席 午後2時59分)

○関洋三議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 土地の有効利用への観点を問う。

本町の地域資源は数多くあるのが、先輩の議員さんもおっしゃるとおり森林であったり土地です。農地は広く、商業や住宅サービスの集積や工業用地、またはエネルギーを供給する敷地に転用できる山野を選ぶのは比較的容易で、土地の所有権もそれほど複雑じゃないです、実際は難しいんですけども。

先輩議員には、圃場整備を中核に据えた土地改良事業の全農地への推進を解く方がおいでるし、また商業サービス、工場、発電装置の誘致とかを力説される方もいます。そして農地からの転用を柔軟にして、住宅建設の促進を図る提言があって、町長はそれに同意する重大な答弁を9月にされました。これをやろうじゃありませんか。これをいかに整合性あるものにして手がけようとするのか、それぞれ向き不向きがあるんだろうと思います。圃場整備に向いた土地、住宅に向いた土地、あるいは雑木山をちょっと造成すれば経済価値があるかもしれません。(三好郁雄議員退席 午後3時00分)

私は2番目の質問で、先ほど町民経済を問いました。土地の有効利用は経済循環の基礎です。我が町には土地があるんです。企業の3要素、一つは資金です。金がなかったら起業はできない。設備投資ができないかん、給料を払わないかん。二つ目は人です。これはノウハウ、経営ノウハウであったり技術力であったり労働力である人というのが2番目の資源です。そして3番目が土地です。金はもう政府は幾らでも供給してくれます。新規ビジネスを立ち上げるというお金には幾らでもお金出ます。いい計画を立てるかどうかです。本町は土地に恵まれた好立地にあります。これを生かして経済循環をテコ入れする総合的な施策の展開を図る気はあるんでしょうかと、町長の取り組み姿勢を聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の土地の有効利用についての御質問にお答えいたします。

まんのう町は、平成18年の合併により県下3番目の面積を有する町となりました。町内の土地利用といたしましては、都市計画と農業振興地域整備計画により整備が進められ

ております。

農業振興地域整備計画においては農業を振興すべき地域を定めており、その地域において国、県の農林補助事業、制度を活用した整備や生産振興を進めております。

また、都市計画区域につきましては、公共下水道整備、都市公園整備など、都市環境整備を進めております。旧満濃地区では農業振興地域整備計画と都市計画、両方の区域に入っている地域もございます。（三好郁雄議員着席 午後３時０２分）

農業の振興を図る地域として農振地域内の農用地の指定を受けた農地につきましては、宅地への転用前に農用地の個別除外を行う必要があります。その個別除外につきましては、農用地以外に代替地がないか、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないか、効率的農業経営を行っているものの集約化に支障ないかなど要件がありますので、農用地からの除外ができない場合もあります。さらに農地法による許可条件も満たさなければなりません。このように関係法令の要件を満たして農地の宅地への転用が可能となります。

（三好勝利議員着席 午後３時０３分）

そのようなことから、まず公共下水道エリアとして下水道の整備など住環境整備が行われております四條地区など、都市化が進んでおる農業振興地域外の都市計画区域において宅地化を促進してまいりたいと思います。

農地は現在及び将来における限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源でございます。農業者が果たしてきている重要な役割も踏まえて、地域との調和に配慮しなければなりません。

土地利用に関する計画の見直しにつきましては、計画策定後の地域の状況変化、そして社会経済情勢の動向など十分把握する必要がありますので、それらについての調査から行いたいと考えております。

宅地化につきましては無秩序な開発を防ぐとともに、都市的機能の整備も必要でありますので、地域に適した快適な生活環境を目指していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、１番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 土地については公的規制が非常に種々交錯していて難しいことはよくわかります。町長さんは不動産取引と宅建の免許をお持ちで、土地に関する税制や公的規制や全部一度試験を受けて合格されたことになってます。大昔のことできちんと覚えてられるとは思いませんけれども、視界はお持ちですね。乗り越えるべきハードルは見えているわけですから、ここに居並ぶ管理職の方々は専門家ぞろいで、これを上手に結集すれば本町の友好な土地利用ができるかもしれません。ちょっと特区使うとか、いろいろ手当てを講じませんか。（合田正夫議員着席 午後３時０５分）

私が役場へ入ったころは、公共事業、土地改良事業の黄金時代で、山村振興総合計画や農村総合整備計画や町の総合計画や膨大な作文をして、次々、政府資金を調達してどんどんやっていったんです。自分が手がけたものはあれやとか、みんな職員ＯＢたちは内々思

っているんです。この楽しみを若手の職員に経験させたいです。役場の職員というのはおもしろいんじゃない。金調達してきて、課員と協力して住民組織に働きかけて、こんなにもおもしろい仕事はないぞということです。国の役人なんていうのは気の毒です。狭いところをしよる。秀才の本省キャリアやいうたって狭い。私らはもう何でもかんでも一遍はやっとうる。総合力を発揮できるのは役場です。役場の職員の名刺があったら、日本中の役所どこでも行ける。私は議員になったから警戒されて、人が会ってくれんようになると思います。今まで知っとる人は会ってくれるけど、そういう立場を利用すれば、いろんなところから情報を調達してきてできるんだらうと思います。

町長さんが、今、お答えいただいたのは、そういう仕組みであるということであって、しかし乗り越える手だて、知恵は無限であります。水はあるし、土地はあるし、立地は恵まれとるし、これは悪いところじゃないです。川原議員さんがおっしゃった、住民や町民に職員に誇りを持たさないかんと言いましたけど、誇りになることがいっぱいありますから、それはこの100の指標、これで見たらうちが上位ランキングに来ているのがいっぱいあります。致命傷になるようなことは余りないですから、こういうことを相談し合っていけたらと思います。もしかしたら人がふえるところが相当あるかもしれない町というような気がします。もしかしたらです。

今回は30分9秒使いまして、きょうはちょっと二、三分残して終わらせていただきます。

私のは皆さんに呼びかけているわけで、みんなで一緒に考えませんか。町長さんが先頭に立ってリーダーシップを発揮して、執行権を勇猛果敢に果敢に執行していただくことを期待するし、議会議員たちも持ち味を発揮して、熱気に満ちた議論をして一緒にやれたら、その入り口のところでちょっと厄介なことを皆さんにお願いしておりますけれども、どうかどうか任期を全うして、何か一つぐらいは実現できたなというふうにしたいと思いますので、これ以後、またよろしくお願い申し上げます。まことにありがとうございました。御苦労でございます。

○関洋三議長 以上で、1番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

それでは休憩をとります。議場の時計で3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

(本屋敷崇議員・川原茂行議員退席 午後3時08分)

再開 午後 3時20分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、三好勝利議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可します。

○三好勝利議員 やっと順番が回ってまいりました。私が毎度ながら、いつも見せます

けど、4行しか書いてませんから。なぜかという、質問の内容を全て書くと、ダブると、さっき答弁しましたと、それで終わりになりますから、私は違う角度でしますし、その都度、町長さんも、余り私が言うように難しい質問ではなく、この中で一番私が単純な質問でしょ。ただ、気がついてない点があるから、これをお願いするわけでございます。

まず1点目として、今、まんのう町も話題になっております町発行の商品券、プレミアム商品券について、発売方法、使用許認可場所、使用期限について、助成金をつけておられる最高権者の町長としては、何か感じることはないかというのが1点です。単なる4行です。どうぞ答えてください。何か感じることはないか、何も感じんのやったら感じんで、私がまた次に質問しますから、感じたなら感じたことを率直に答弁してください。非常に簡単なこと、ただこれだけのことです。発売方法、使用期限、助成金をつけておられる町長として何も感じんのやったら感じんで結構です。私が質問しますから、感じたら感じたことを答弁してください。非常に簡単なことです。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。 (本屋敷崇議員着席 午後3時22分)

○栗田町長 三好議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、まんのう町のほうでは商工会に委託をして、地域商工業の発展のために商品券の発行を行い、年2回ほどプレミアム商品券も発売をいたしておるところでございます。

その中で使用許可場所、期限等についてどのように考えておられるかということでございますが、今まで何回か商品券発売した中で試行錯誤を繰り返し、金額の面とかいろんな面を改善してきたところではありますが、前回の発売にも、私のところへ直接電話がかかってきたということがありまして、改善すべきところは改善していかなければいけないというふうに思っております。 (川原茂行議員着席 午後3時23分)

ただ、地域の商工業の皆さん方には、地域の活性化につながっておるという非常に高い評価もいただいておりますし、他の商工会、また他の自治会からも大勢の方が研修にいられておることから見ても、全国的にも珍しいといえますか、画期的な商品券の発売であったというふうに思っておりますので、いろいろ皆さん方の御意見を聞いて、改めるべきところは改めて、なお一層使いやすい商品券、使っていただける商品券にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 非常に簡単明瞭わかりやすい、どなたが聞いてもわかりやすいけど、他県から来るのはやっぱり発売方法、発売内容、使用場所、その辺も多少変わっておるんで見学に来るんかもわからないとは思っております。これもやはり町民の間から非常に喜ばれて、私も買っております。私も家計的に十分余力がある家計だったら、朝早くから並んで買う必要もないんですけど、1割といたら非常に大きいです。今、1万円で1割1,000円で、実際に金利が何ぼになるかと。預金金利は悪いけど、貸付金利は膨大な金利で、大手の銀行は庶民から暴利をむさぼっております、はっきり言って。ただし税金も十分納めていただいております。そういう還元社会でございますけど、我々商工会の発

券の場合は、これは私が質問したのは、ややもすれば、一般の方は商工会のもうけたお金で発行しとるという勘違いをしとる人があるから、私が質問したんですよ、町長さん。これは町から助成金で、商工会が便宜上運営して、印刷してやっとなら。それだったら最高権者は町長、あなたが最高権者じゃんですよ。商工会の会頭が最高権者じゃないですよ。ただし大手スーパーマルナカとかマルヨシセンターは使わない。これはもちろんあなたも理解できます。

マルナカの店長なんか聞いてみると、1億円、2億円、何ぼでもやってくださいと。それぐらいうちは全然関係ありません、死に物狂いでやっておりますからと、立派な回答です。20日、30日、5%オフ、子供でも知ってます、5%オフ。もしやるんだったら、メーカーがわっとやったら、その日、しゅっと店頭には並べたら、お客さん、すぐ寄ってくると。そういう馬力を持っています。

ですから商工会も自分のところで利益を出して、そのお金を商店主に還元してあげるのでも1割のプレミアをつけとるんだったら私は別に言いません。ただ、1カ所、最近ですけど、やっとなら使えるようになったそうです。店にも張ってどんどん放送しています。店員の姉さんに、おい、姉さんどうやといたら、あの商品券になってから、どんどんどんどんお客さんがふえてえらいもんですわと。相当相乗効果がある。それは私が質問出した後です。

それと9月にも質問出した後に、安倍内閣が改造されて、今度もこの質問を出した後に解散された。だから結局、後先後先になつとるけど、そのときにたまたま私が考えておると、中央が考えておるのが余り食い違っていないから、私は現に言うわけです。

例えばはっきり言いますけど、夢ハウスがあります。あそこは農協の経営。何回も行きました。課長も知つとる。私、支店長までかけ合いに行つた。商工会の会費二、三万円が惜しいんやったらおれが出してやると。そのかわり責任持てと。私、議員の立場やから、これ、売名行為になりますから、出したら。それやったら私が出してやると支店長に言つて、支店長に聞いてみてください。2回言つた、支店長に。ほんなら県とかけ合わないかん。この大きな協栄農協の支店長が、県にかけ合わないんだらそれぐらいのことができんのかと、現に言つてあります。ずっと震えとつたです。それぐらいの馬力を持たんからいかんのですよ。農業関係は衰退するんですよ。

だから夢ハウスで、例えばあそこの店員の方も言われる。お客さんもなぜここで使えんのですかと。町長さん、それは商工会に入つたらんからというでしょ。これは何回も課長も言うとる。何回も商工会に入つたらいけるんやと。店長に言つたら入らんと。あないに田舎の町でおつて、さっきもいろんな質問があつて、県下でトップクラスの経営指数持つとるんで、それも立派でしょう。なぜそういうふうないがみ合いをせないかんかというのは、私の持論です。それであそこの出荷者は9割方まんのう町の住民です。まんのう町の住民税納めた町民なんです。だから私は言うんですよ。野菜もんの云々ありますが、夏のイチジクなんかやったら県下でもトップクラスです。本当に日曜日やったら朝6時から来て待っています、出荷者が来るのを。あの大きな広場にイチジクが何百という箱並んで

全部売れるんです。それだけ立派な商品が出とるんです。みんな一生懸命やると。

例えば、さっきもどなたかが言っておりましたが、今から2年前に政権変わって、その前ですから、5年前に政権が変わって、戸別補償じゃとうそばかり言うて、田んぼのあぜまで走って、キャリーの上である人が大きな声で言うて、戸別補償3万円やる、2万円やるとやったでしょうが。これ、現に政権ないじゃないですか。これがよかったんやったら続いとるはずですよ。2万円、3万円で戸別補償、こんなん使ったらパア。ほんならまた来年くれ、来年使ったらパア。来年くれる、毎年使って、飲んで食ってパアですから、うちのもみの木峠の売店や、そこのハウスなんかは、そこへ対して集中的に場所を提供しとるから、生産者が活性化が出るんですよ。その生産者が活性化なしで野菜もつくらん人にはほんなら3万円の補償、あんたも3万円の補償、3日したらなくなりますよ。あれも10年からやとるでしょ。ああいう施設があれば、入れかわり立ちかわり、選手が変わってもその場所が使えるわけです。私はそれを前から何回も提案しとるんです。そういう場所に町の助成金をつけた分の金券を使わせんなかいうて、絶対に子供でも笑うようなことをやとるから、やっぱり半信半疑になる。でも半信半疑やけど、おれは選挙に勝ったからいいじゃないかと、それもそういうのもあるでしょう。ただし、やはり過疎地云々といって叫んでおりますけど、農地の荒れるのを防止して、やはり活性化をやって、あそこに拠点があるからそこへ持って行って、自分で値札をつけて売るわけですから、それで活性化になる。土地も荒れずに済む。これぐらいいい場所ないでしょ。拠点だけにやっておけば、その拠点に対して助成金をつけた金券を使わさんのはおかしいじゃないかというのが私の持論ですから、最高責任者は町長でしょと聞いたら、そうでしょ。商工会の会頭が最高責任者じゃないでしょ、これ。現に手数料払って、便宜上のやとるんです。

この間も7日に、あそこへ寒い日にたくさん並んでおりました。1人5万円です、最高。50人来れば500万円、1,000人来れば5,000万円、そう以上は売れんわけですから。1人10万円は買えませんから。1人、だから代理もだめ。来たものが最高は5万円しか買えん。1万円の人もありや2万円の人もあるから、大体並んだ数でわかる。これは非常にいいです。以前は、もう行ってみたら最後になったら、何で最初に言うてくれなかった、いやいや、わからなかった。大体何回も回数重ねて、おたくまでやったらいけるでしょうと。最高5万円しか買えんわけですから。1,000人おっても5,000万円までしか最高でも買えんわけですから。そういうのが商工会の方が1人、おたく、あと何人、後ろの人済みません、もしあれやったら待ってってください。5万円じゃなくて3万円の方が何人かおったら買えますよというんで発売したわけですけど。

そういうやっぱり地域の活性化をやりながら、1カ所だけは使わせんと。うちの道の駅で使える、温泉も使える、結構ですよ。喫茶店もうどん屋も使えるところありますよ。あるところの喫茶店は、うちは商工会入っとらんから使えんのやと。ああそうですか、結構ですよと。ただしああいう喫茶店の品物というのは、海外から全部入ってきた分。ガソリンスタンドもほとんど海外から入ったもの。あそこに売っておる商品は、すしの具にして

も、野菜もん、キャベツ、花、全部このまんのう町でほとんど生産されたものがあそこに出とるわけでしょ。だから私は言うんですよ、これを。やけどスーパーなんかやったら、熊本産から山形のあれから、沖縄のほうから来た分の野菜も、全国から寄せてますけど、その夢ハウスにおいてはとにかく地元産が9割方やと。だから非常に活性化になる。わかるでしょ。きょうの質問の中で私が一番単純なわかりやすい質問なんです。よう聞いてくださいよ。そこへ持ってきて、住民が納めたものが納めた。一生懸命働いて、自分の農地を守って出荷した分の商品を町の助成金は何で使えんかというの。これ町長、再度、やってください。どうしても使えんのなら、おまえが言うようなこと、そんなこと言うのは誰もおらんいうんやったら、みんなに統計として、アンケートとして聞いてみてください、もし何やったら。それだから最高責任者の町長としてはどう考えますかって言ったん。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

三好議員さんおっしゃるとおり、出店者もほとんどが町内の方で、町内の農協ということでもありますので、ぜひ夢ハウスでも商品券取扱店に登録をしていただきたいということをお願いしております。今、県の農協、協栄の支店の内部のほうで検討いたしておりますので、前向きな回答をいただけるものと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 それやったら私が言うたと同じ。私が支店長のところに行って、入会金の3万円やったら私個人で出してやると言うてある。そのかわり責任持てよと、私、議員やから。一般だったら関係ないですよ。そこまで言うたんです、支店長に。らち明かん。そういう組織がこのまんのう町の農業を預かって、発展すると思いますか、実際。それですよ、私、言うのは。町長やってトップやったら、トップで農協さんところと言うんやったら、あそこだけはわしの権限で使わせというぐらいのやっぱ判断は私は要る。私はその立場やったら絶対やります。別に商工会が憎い、農協が憎いじゃないですよ。同じところで同じような生活して、それで農協の出荷するほとんどが商工会の会員に入ってるんですよ。約300人ほど、私も毎年総会に行きますけど。その場でも言うた。ほんならある人が、おまえ、こんなところで議員が言うのと笑われると。笑ったら笑ったでええがと。ただ、30人ぐらいが、おまえぐらいしゃんとしとる人がおらないかんというて酒つぎに来てくれた。私は本当にうれしかった。帰り、折り持って帰ろうと思ったら、うそや思ったらあそこで聞いてごらん、実際に。ですから、やっぱ本音で言うときは本音で言うて、やるときはやると。商工会がどうこう言ったって、町内にあるもんでしょうが。農協だって町内にあるもんでしょう。全国組織だけど、支店はこのエリアにあるわけですから。即刻、県の協議は要らんやないですか。県の協議がいかなんだら、農協の支店もそれぞれ出て行ってもらったらい、まんのう町を引き上げて。

やっぱお客さんも言ってます。従業員も言ってます。出荷する人も言ってます、これ

はおかしいんじゃないかと。あんたら議員ようけおって何しよんなど。はっきり言ってあげる。うそと思ったら聞いてみてください。そなんこと、お客さんには、うちの従業員で商品券を使わせというのが1人もおらんというんやったら、私も土下座して謝ります。もう一回。なんちゃ難しいことじゃないじゃないですか。金くれいうんと違うんやから。

○関洋三議長 答弁、久留嶋課長。

○久留嶋産業経済課長 三好議員さんの御質問ですけれども、先ほど言われておりました夢ハウスの件につきましては、三好議員さんのほうからも農協のほうの話とかいうことでもお聞きしております。そういう中で、農協のほうへもお願いして、現在。

○三好勝利議員 それはもう何回も聞きました。ほんだきん、その話はだめ。ほかの方法を考えてもらわんと。

○久留嶋産業経済課長 農協のほうで夢ハウスでも使えるようなことで前向きに進めていただいておりますので、御報告させていただいたと思います。

○関洋三議長 再質問、13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 やっとはっきり言って議事録に残るような答弁をいただきました。間違いないでしょうな。また私が言うてまずかったらいつでも言ってください、説明しますから。100人おって99人が反対だったら、私、土下座します。やっぱりそれぐらいの地域の、さっきも言ったように、まちおこし、村おこしをやるんやったら、決断を持って、学校問題でも、あの人が言うたらやめろか、この人が言うたらやめろか、そんなにとろとろしよったら何もできへんですよ、はっきり言って。町長も決断を持って、私が言うた、町長はまんのう町の町民が選んどるんです。県にも選ばれとらん、善通寺、琴平で選ばれとるんと違うんですよ。まんのう町の住民が選んだ町長なんです。ですからその辺はやはり町長が決断を持って、2回無投票、次も恐らくいけるでしょう、元気なかったら。それを自信を持ってやっぱりやらないかんですよ。何人かは抵抗ありますよ、何にしても。それを逃げ回りよったら、だから今の安倍さんなんかはあれだけ押しのけてやっとする。私は立派だと思ふんです。ああいう指導者があって、やっとなんかずっと続くんです。言ったでしよ。3年、5年前には戸別補償で3万円ずつ配って歩いた。あれが本当にいいんやったら政権続いてますよ。もう影も形もないじゃないですか。今から20年ぐらい前、3%の消費税、いいですか、皆さん、覚えとるやろ。3%の消費税大反対して天下をとった。今、何人おるんですか。あのとき自民党潰れてしもたんや。天下を取ったやないですか、何年か。今、何人おるんですか。そういうそのときのやっぱり一時的な判断か、長い判断でやるかという点を、判断を間違ったら町民もかわいそうなし県もかわいそうなんです、それは。私はやっぱりそれを自信持って言いますから。過去をたどってみてください。いいんだったら続いとるはずですよ。誰もおらんでしよ。そんなこと言うたらその関係のもの怒るでしょうが、実際おらんでしよ。今度やって、何の問題は、結局、そんな聞き飽きた、有権者見たら。ですからこれからまた骨づけしてやっていくんですから、そういう点で、うちのほうにおいても、やはり担当課長の話はしとると。話はしよるいうの

は10回ぐらい聞いた。今度は早うしてもらわないかん。あと3年ぐらいしよったら、今、生産しよる人がもうできんようになる。

それともう一つは、新たに商品券を認めたところが、やっぱり客がふえたと言ってるわけですから、やっぱりまんのう町の商品券はえらいもんですよと。近隣はどこもやってないですから。あそこの夢ハウスもやったらふえます。そしたら生産者が喜びます。元気が出ます。というのは、飯山に大きな香川県一のもん、やっとできたでしょうが。あそこは集約で相当向こうから来る分が、これもやっぱり私が考えた挙句に、子供がああ近くに塾行ってるのを時々見てますから、相当の集約です。うちんところの何十倍もあるわ。そこへ使わせいうて言いよんでない、この町内の生産者が9割9分方おるから、総菜もんでもええから、そこへ使わせてやってくれという。私が言うのが間違ってたら、もう議員やめてくれと言ってください、結構ですから。100人おって、100人が、おまえが間違つとると言われたら、私がやめてもかまんです。やっぱりそれぐらい言うときには度量を持ってやらなんだら前に向いて進まんです、はっきり言って。ですからぜひとも担当課長、間違いはないな、それ。支店長が言うたんやな。支店長、私も3回も言った。前の支店長も言った。県と協議せないかん。この大きな協栄農協を預かる支店長が、たったそれぐらいのことで、県の判断を仰がなできんのかと言うたら、がいに怒ったわな。あとはっきり行って言うた。職員に聞いたら、いや、それはあそこで使わせてもらいたい。我々も買うとるから使わせてもらいたい。商工会の会員にも、生産者の中の7割方は入ってます。そうですよ。生産者が入っとるんですよ。その辺はやっぱり町のトップの主導で金出すものとして、それと大事な賞味期限、これ、1年と。これは1年で例えば期限つけんと無期限にせえという方もおられますけど、それやったらやっぱり幾ら残ってなっとるかわからん。だから1年やったら1年の期限を切って、その期限を過ぎた場合は、例えば1,000円で1,100円のあれを渡しとるわけですから、例えばそういう場合だったら経費が要ると。1,000円のを印刷するのに300円ぐらい要るはずですから、だったら700円お返しする。ただし700円を現金ではだめですと。次の商品券と700円をかえましようという発想ですよ。ただ単に期限が過ぎたら全部捨ててペアじゃというんでなくして、私はこれをずっと前から考えて、町長もさっきも言った水問題から農業問題、学校まで全て考えないかんから頭いっぱいになるでしょう。いっぱいになるけど、立派だから町長にみんな選んどるんですから、それをわしはもうそんなこと頭いっぱいできんということ、それは私には通じませんよ。ぜひとも再度、期限と使用場所と、発売方法は予約制の分と並んで買うから、これは今のところはいけるでしょう。ただその中で言いたいのは、ある方が50万円買って、50万円そもそも右から左へいけば5万もうかります。誰というのは言いません。そういうのもあると聞いております。それやったら何のために活性化にやったかと。それは商売人でないとできんはずです。50万円買って、ぱっと持って行ったら55万円くれますから。そうでしょ。その辺でやっぱりおかしいことはあるけど、それはやっぱり個人のモラルの問題ですから。ただし使わすか使わせんかいうのは、これ

は商工会ないしトップの補助金を出しとる町長の責任ですから、再度、かたい決意をぜひともお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 再度、商品券について説明をさせていただきます。

まんのう町の商品券発行につきましては、地域中小商工業の振興及び活性化に寄与するとともに、町内における消費者拡大を促すことを目的に、平成19年8月より事業実施いたしております。

この商品券の発売等に関する取扱期間はまんのう町商工会にお願いし、商品券取扱事業者は指定店に登録された町内の事業者の方となっております。

指定店登録につきましては、平成19年の事業提案時の議会の中で、事業目的である地域中小商工業の振興、活性化に結びつく運用をするようにとの御意見もいただいており、中小商工業振興のため現在の指定店取り扱いとなっております。

また、より中小商工業の振興、活性化を図るために、平成20年度からはプレミアム商品券の発行を行い、現在まで継続をいたしておるところでございます。

現在の発売方法といたしましては、事前予約のみの場合、また事前予約と当日販売の組み合わせ、一人当たり限度額も10万円、そして5万円の設定、また年1回の発売から2回など、いろいろ検証、検討し、試行錯誤実施してまいりました。

このプレミアム商品券は、消費者の方、また事業者の方にも大変期待をされて好評であります。今後も地域中小商工業の振興及び活性化、消費拡大に結びつくよう、販売方法等の見直しも検討していかなければならないと考えております。

また、商品券の有効期限として、商品券発売から1年とさせていただいており、期限切れにならないよう告知放送により毎日周知に努めておるところでございます。これは商品券をできるだけ早く使用していただきたい、町内でのお金の流通を図っていただくことで事業の目的が達成できるものと考えておりますが、三好議員さん御指摘のありました方法等についても、今後、十分検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 ちょうどいいことに何回でも質問できるようになったから、3回だったらもうそれで終わりですけど、例えば私が言ったように主張させてもらうのはもちろん、生産者も町民だということを忘れんようにしてくださいよ。それに対して税金を還元してあげるといふ、それが肝心なんですよ。これは県外から商品が全部入ってくると私は言いません。それでその中の生産者の7割は商工会の会員なんです。矛盾があるでしょうが。だから言っとるんです。それを全部調べてくださいよ、実際に。ですから商工会が反対する、農協が反対するんやなくて、トップになったら金出しとるもんが、ほんだらおまえんとか出さんと、助成金やめたと。それぐらいのやっぱいかたい決意を持ってもらわないかん。課長、聞いてよ、これは。私、言ったやろ。悪いことせなんだら首にならへんて。

何ぼ言うたって大丈夫ですから。町長が責任とるんやから大丈夫。だからぜひともそれは実現してください。それで町民をわずかながら活性化になって、荒れ地を防いで、今、政府がやっておる荒廃した農地を何とか再構築、地方創生をやりたいという、これに現に乗っておるわけですから、ぜひともこれは考えるんやなくてやってください、最高責任者ですから。私が最高責任者やったら、即あしたからでもやる。ただし意見具申はできるけど、権限がないですから、残念なことに。ほんならこれで1番はもうやっぱり約束できましたから。

○関洋三議長 1番目の質問を終わります。

続いて、三好勝利君の2番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 これは学校問題で、町長さん、よう聞いとってよ。これは教育長に本当だったら答弁を求めるんですけど、教育長を飛び越えて、結局、私が**想定**しとるのは、皆さんが余り考えることない、さっき若い議員が地元の学校教育に関して熱心にぶちまけてやった。これは立派なもんですよ、意見が。それから次の元職員のOBの方もるる全般にわたってやった。私は言うことはないけど、私は今度は琴南中学校について、今、議論されておる以外に何か打開策はないか。閉校だけを考えておられるのかというのが質問です。もうあとちょっとしかないけど、答弁は10分でも20分でもいいわけですから、これに関して。聞いた、ちょっと時計止めなもったいないが。琴南中学について、今、議論されておられる以外に何か打開策はないか。閉校だけを考えてやっとなかということですから。思ったことを答弁してください。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの琴南中学校のあり方についての御質問であろうかというふうに思います。

今後の琴南中学校のあり方ということになろうかとは思いますが。閉校だけを考えておるのかということですが、私の考えとしては、一応閉校して、その後にその跡地をどういうふうに活用していくかということになろうかとは思いますが。

それについては、先ほど本屋敷議員さんもいろいろありましたように、特色のある学校づくりということも一つの視点であろうかと思えます。特に、先ほど三好議員さんからの御指摘のように、現在、政府のほうではまち・ひと・しごと創生本部を設置いたしまして、地方創生と人口減少克服に向けて、政府一丸となって対策を講じておるところでございます。

石破担当大臣いわく、汗を出し、知恵を出して頑張る町にはしっかりと予算をつけて応援すると。異次元的な政策を期待するというようなことがございました。極めて厳しい状況のある地方自治体にとりましては、新たな展望を開くと大いに期待をしておりますが、当然、これに取り組む地方自治体の覚悟と企画、実力が問われることになります。

私といたしましてはこの機会を捉えて地域資源を活用し、住民を巻き込んで実施すべき総合戦略を考えてまいりたい、このように思っております。

そのような中で、三好議員さん、今までも御指摘いただきましたように、全国では魅力ある学校づくりの学校運営を行っておるところ、多々ございます。例えば小中一貫教育の実施や、杉並校区の全寮制通常学校、また、群馬県太田市の外国語教育特区、八王子市の不登校児童生徒を対象としたジュニアマイスタースクール、和歌山県龍神村の全国から幅広い年齢層の参加ができる学校、また、公設民営化による学校運営や、都市部の子供たちが一定期間、自然環境に恵まれた地域で学習できるシステム等々いろいろございます。

町としてもそういった先進事例も十分検討させていただいて、今後、地域住民も交えて、今度の中学校のあり方というものを検討していかなければならないと思いますので、その選択肢の中の一つとして十分捉えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 あと時間が少ない。あと30分ぐらいあったらいいんですけど、そうもいきません。

さすがやっぱり町長も苦渋の選択をされて、この地方創生というえさを出してくるのが、あと3年前だったらいいけど、やっとなどをつまり、東京を何とかせないかんと、この間、代議士さんと話す機会がありましたけど、ハロウィンでもあれだけの若い者が寄ってくるんですよ。どうなるんですか、あれ。それをやっとながついて、30年遅いけど、今からでもやると。東京を分散せないかん。我々の町も、東京ではなくして、県内からでも坂出、善通寺、多度津、丸亀、高松からでも、その登校拒否した体の弱い子、ひ弱な子供さんをよりすぐって、うちは手を挙げて連れてこいと、空気のいいところで育ててやると。バスも一旦閉鎖になれば、また国交省が2年も3年もかかるでしょう。役人ようけおって、仕事せんのんばかりようけおるから、聞こえたってかまんですよ。今は動線があるんですよ、これで補助金打って。これがあるうちにやらないかんですよ。幸いにして満濃中学の前にバス停があって、琴南中学の前にバス停がある。こんなところは全国にもようけないでしょ、探してみてください。これもやっぱり先人が与えてくれた、おてんとうさんが与えてくれた私は恩恵だと思います。それをやっぱり無理することなく、それをやっぱり肉づけをして、我々せっかく琴南地区からも三、四人議員がおります。みんな一緒の考えやと思います。閉鎖するのはあしたにでもできます。4月1日に最高責任者ですか、まんのう町長、きょう以降学校は閉校しますとって鍵閉めたらそれで終わりや。あけたら不法侵入になるでしょ。だからそれが一番簡単なんです、閉めるのは。どう言うて管理して方向づけ、今、町長さんが言ったひ弱な子とかいろんなサークル、最近、12歳でゴルフの選手権に出てくるようなのがおるんですから。バドミントンも、この間、17歳の子が世界選手権の3位になったでしょ。そういう時代ですから、あんな子はやっぱり3歳ぐらいからやってます。中学校のときにも特殊な教育を受けてます。それにはやっぱり教員が要ります。それがまさしく、今、ふるさと創生、再生のチャンスやないですか。学校があったってようせんとはだめです。うちらみたいなあれだけの立派な学校があって、バス路

線があって、県内からでもやると、高松からでも、この間、説明会に行ったら、40分あったら高松に帰れると。満濃地区へ行くより近いですよというような住民の意見もあります。空き家もたくさんある。それをやっぱり国、県と協議をして、うちは本当にやる気があるんじゃないかと。補助金をやって活性化してくれと。きょうも朝から言われたけど、水資源を守るのに、絶対的なこの条件が要るわけですから、我々、責任があるわけですから、環境面を、そういうのも加味して、大きなことを言うんじゃないくして、やっぱりやる気を出してやらなかったら何もできません。まして、この前、石破さんがあそこへ来られましたけど、そのときにはまだふるさと創生は7月だったからできてなかったです。あの方はずっと山奥の出身の方です。だから山奥の悲惨な、里へ帰ったら近所のほとんど家がなくなって、それは十分わかっておるはずですよ。前の竹下登さんも山の中のお坊ちゃんです。だからふるさと創生とやった。町の東京の真ん中の石原さんの系統の、イノシシが通るところに何で道路つけるかというばかみたいなのが国交省の大臣するからおかしくなったんです。言っとったら、すぐ首になったでしょう。あれから大臣も拝命せんでしょう。田舎の人間のおらんイノシシが通るとことに、何で大きな予算で道路つけないかんいうて、ああいうお坊ちゃんの、頭は私の100倍ぐらいいいけど、人間性の欠陥のある代議士がようけおるからおかしくなるんですよ。はっきり言うておきます。いかなんだら、私、言うて、どこへでも名誉毀損で訴えたらええやないですか。やっぱりそれぐらいの議員を二十数年させてもろたら、そろそろ年齢もそうやし、最後の仕上げやと思っておりますから、思い切った政策をぜひとも、町長さん、お願いしときます。ひ弱な子を、悪い子じゃないですよ、登校拒否するとかそういう子を、やっぱり手を挙げて、常につくっておいて、健全な子にして子供さんをお返しする。登校拒否なんかいうと、お母さんや家族見てみたら、仕事どころやないですよ、私、知ってますけど。そういう子を、まんのう町が手を挙げて、環境のいいところで育てて返してやると、連れてこいというぐらいのやっぱり度量を持ってもらいたい。はっきり言うてできます、今だったら。これが5年ぐらい、ああいうふるさと創生のあれをやってくれたんだったらいいけど、やっと足元に火がついてにっちもさっちもいかんという言葉があります。それで、結局、今、やっとうこうなったんです。これもあと四、五日で結果が出ますから。見よってください、絶対に結果が出ます。私は自信を持っておりますから。ぜひとも町長、それに対して、再度、力強い決意を。ほんだきん、もう人数はおらんの、あそこから高齢者を中学校に連れてこいいうたらやっぱりいかんし、やっぱり別の方法はあるわけですから。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 先ほども申しましたように、現在、政府のほうではふるさと創生ということで力を入れて、石破大臣いわく、今まで発想しなかったような異次元的な政策を考えてこいと、そうしたしっかりした政策のもとには予算をつけていくというようなことでございます。

今後、中学校のあり方として、地域住民も交えていろいろ検討した中の選択肢の一つと

して上げていきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 それから私が言ったように、ただ単なる学校が山の中にあるけど、目の前を琴参のバス路線が通っておると。駅から来れると。県下どこからでも来れるんですよ。そういう条件もやっぱり加味せんと、あのバス停から3キロも学校は離れておると。この満中の場合も2キロも離れておる。南小学校のところに満中があったら大分違う、目の前にあるわけですから。これは絶対にチャンスですよ。絶対その条件を言うて、教職員全部、それから議員も全部きょうみんな寄って一緒にやらないかんと言うけど、教育委員会もあるけど、住民も交えて、あんなん言いよったけど、やっぱりやって活性化になったのということを夢を見ないかんです。夢を。ぜひともお願いしておきます。

いや、まだちょっと。商品券の忘れんとしてよ、ちゃんと。もう何遍も言いよるんだから。町長さんも覚えとってよ。それと学校の件も。別におかしなことをせえ言うんと違いますから、弱い子を全部募集してやってみて、健全な子供さんにして返す。その中の何人かは地元へ残るかもわからん。そういう発想です。あと3分もったいないけど終わります。

○関洋三議長 以上で、13番、三好勝利君の発言は終わりました。

お諮りします。

本日の会議は24時まで時間延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 よって、本日の会議は24時まで延長することに決しました。

休憩いたします。議場の時計で4時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時15分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、三好郁雄議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

5番、三好郁雄君、1番目の質問を許可します。

○三好郁雄議員 ただいま議長より許可をいただきましたので、発言いたします。

大変お疲れのところ、なるべく手短にあげますんで、ちょっと町長に、冒頭、2問目の歯科診療所、内科診療所、これを1カ所に移転してはいうんで、町長さんの答弁だけで結構ですんで、多分、時間が長くなると思う。

そしたら1問目の、町の防災計画書は町民に対して万全配慮ができていくかということで、町の防災マップを各家庭に配布しとるんですが、レッドゾーンとイエローとブルーの3種類に区分されとるんですが、その地図で示しているのが、特にこのレッドゾーンという場所について、町の配慮をどのように考えているのかということと、いつどこでどのように調査したかという点も私も全然わからんので、その説明もお願いしたいんですが、

これは我々は先祖から古い屋敷を誰でも各家庭で守っとるんですが、当然このレッドゾーンというのは、突然に降ってわいたような感じで見えるんですが、それは我々住民に対しての侵害というか、そういうふうになんかちょっと見えるわけで、これは必ず起こり得る東南海地震に備えての、国とか県の調査した結果だと私はそういうふうに認識はしとるんですが、総務委員会でもあったんですが、レッドゾーンについては、転売とか、仮に家を建てるときには、銀行の融資関係もちょっと受けにくいというか、査定の場合にそこがネックになるような感じを受けるという話を聞いたんですが、そこで我々は過疎化であります。これ以上、過疎化を進展させるわけにはいかないので、災害時に自治体に声かけ運動をしたり、老人がおる場合に常に声をかけるとか、見回りとか、若者がUターンして帰っていただいて、我々が考える問題点である家庭を築いていく、そういうふうな環境をつくっていただくために、町の考えはどういうふうな考えであるかというのと、例えば固定資産税の財源が減るのもようないんでしょうけど、固定資産の評価額を軽減するとか、そういうふうな方策を町もある程度考えていただいたら、町民もある程度納得するんでないかと私なりに考えておるんですが、町長の意見ををお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員さんの御質問にお答えいたします。

町の防災計画書は町民に対して万全な配慮ができていのかとの御質問でございます。

本町の地域防災計画書は、御存じのとおり、現在、改訂中であります。先月に防災会議を開催し、各関係団体からの情報に基づいて校正作業を行っておるところでございますので、年度末までには新しく改訂されましたまんのう町地域防災計画書が完成する予定でございます。

議員が御心配されておられますのは、山間地域における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定がなされた場合に自治体としてどのような対応をされるのかとのことですが、計画書にも記載いたしておりますように、香川県と連携してハード事業であります砂防事業、急傾斜地崩落対策事業、地すべり対策事業を行うとともに、危険箇所の周知、避難体制の確立、警戒情報の提供を推進してまいりたいと考えております。

ただし警戒区域の住民の皆様にはお願いがございます。避難行動を全て他人に任せるのではなく、自分たちの命と財産は自分たちで守るという自立した考え方が不可欠となります。

危険地域のハザードマップが公開されれば、最短の避難ルートの確認と避難先までの行動パターンを個人として、また、自治会としての相互扶助体制を地域として御相談いただきますことをお願い申し上げます。

次に、土砂災害警戒区域に指定された場合の固定資産税の取り扱いについては、先日の予算決算特別委員会におきまして税務課長が報告申し上げましたとおり、平成30年度の評価がえに向け、補正率による評価額の見直しを検討することといたしております。

本町は、他市町に比べ特別警戒区域のレッドゾーン、警戒区域のイエローゾーンととも

に高い割合となることが予想されますが、この見直しによる固定資産税の減収に対する交付税措置等は一切ないこと、また、山間地域においても、これ等を見込んだ評価額に既になっており、もともと低く設定しているとの意見等もあることから、今後、県下の状況や全国的な動向を注視しながら、指定区域内の評価額を適正な価格に設定したいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、5番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 町長、今の答弁ありがとうございます。

今後、私が聞きたいのは、調査するに当たって、どのような感じで調査をするかと。例えば、空から見てするんか、現地へそばへ行って見るものか、そこのところが私もちょっと知りたいわけで、上から見たんでは多分わからんので、旧琴南地区は大体山の際であるもんで、谷間にあるんで、なるだけ家の際で、ある程度、山の裾のところとかを見てもらわんと、上から見たんではちょっとわからんので、その点、どういうふうにして調査するのかと。

それと、災害時に仮に大雨が、最近はスコールみたいな雨が降るんで、100ミリ超したような雨が降るときに、独身で1人でおるところへ、我々、仮に近所でもなかなか常に行くことがないんで、ひとり暮らしのところへは、そういうときに声かけ運動というのがなかなかちょっと難しい点もあるんで、なるだけ災害時の告知放送を早目に知らせるとかいう方法も考えてほしいんですが。以上です。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 三好郁雄議員さんの御質問に答えいたします。

まず、いつどのようにしてこの調査をされたのかという御質問でございますが、基本的には国の法律がベースにございまして、土砂災害防止法というのが施行されました。それに従って香川県が調査に入られたということになります。

琴南地区においては、平成25年度中に全て終わって、自治会のほうに県の担当者と私どものほうから一緒にそれぞれの地域を回らせていただいて、御説明を申し上げたところでございます。

レッドゾーンですが、これは土砂災害の特別警戒区域のことを言います。イエローというのが土砂災害警戒区域ということになります。イエローの場合には人命に支障はないんですが、ある程度影響が出るというのがイエロー、レッドは人命に影響するということになります。建物を建てる場合には確認申請が必要になってくるようなことになろうかと思えます。

なお、これについてはまだまんのう町の意見書を送付しておりませんので、県のほうの指定がまだ来ておりません。

これはどうやってこの認定をされたのかという話ですが、基本的には上空から航空写真等で写して見ますと等高線が全部出ます。それを持って現地に行って、それぞれの沢とか谷とかいうのを、県の担当といいますか、受けた事業者のコンサルタントさんが全ての谷を歩

いて、急傾斜の勾配とかそういうのを全部調べ上げた上でイエロー、レッドの指定を決めていくと。今までは地すべり地域とか急傾斜地域というのは出ておりましたが、それのところにより詳しく調査をして、このイエロー、レッドを国のほうから決めなさいというふうになっておりますので、そういう形で調査をされたものでございます。

また、先ほど言われましたように、それぞれの山間地域においては、独居老人とかお一人でお住まいのお年寄り方がいらっしゃる。こういう方のために、もし万が一のときにも、早目の避難準備の放送をという話でございます。もちろん私どもとしても、この前もそうだったんですが、空振りをして構いませんので、できるだけ早目の準備情報を出すことを心がけておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、5番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 総務課長、ありがとうございました。大変参考になりました。1問目は以上で終わります。

○関洋三議長 1問目の質問を終わります。

続いて、5番、三好郁雄君の2番目の質問を許可いたします。

○三好郁雄議員 これは歯科診療所と内科診療所を1カ所に移転してはどうかということですが、現在の診療所は双方ともかなり老朽化もしてきているわけでありまして、いずれにしてもリニューアルはせないかんときが来ると思うんです。今の琴南支所は私なりに考えるに、2階の部分もあいとるし、これを改造して両方診療所を1カ所に統一したらどうかということで、今現在は、内科診療所は県道沿いに駐車場があるわけで、年寄りが駐車した場合に、今度、診療が終わって帰るときに、バックで下がるか、バックで入れて、それから診察を受けた場合には、そのまま頭から出られるんですが、多分、お年寄りはそのままつけるんです。その場合に県道沿いまで下がるもので、接触事故を起こしとるんですが、車の軽い接触であつたんで何事もなく物損で終わったわけですが、こういう観点から見て、やっぱり1カ所に統一したら、今の支所だったら駐車場も広いし、スペースが十分あるんで、町の施設をフルに使用できるということと、今の診療所であれば、何年かに1度はリニューアルせないかんようになってくるもので、その点が支所だったら半永久的に使えるという感じを私は受けるわけで、いずれにしても若者がUターンしてまた帰っていただくような町にせないかんので、一つはイメージアップという観点から見て、1カ所に統合したらという私の考えであります。この件をどのように町は考えているか、町長のお考えをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員の歯科診療所と内科診療所を1カ所にしてはどうかとの御質問にお答えいたします。

議員御承知のように、平成27年4月からは歯科診療所が公設民営化され、受託者も既に決定しており、新たな体制での診療が開始されます。

造田歯科診療所は平成8年の建築であり、耐震構造になっておりますが、バリアフリー

化されていません。玄関と待合室には15センチの段差があり、トイレにも段差がある上に、どちらも履物の履きかえが必要でございます。健常者にとっては支障がない段差であっても、身体の不自由な患者さんや高齢の患者さんにとっては、ここでの履きかえが大きな負担となっております。

造田内科診療所は昭和63年の建築であり、耐震構造になっておりますが、歯科診療所同様にバリアフリー化はされておられません。

また、造田内科診療所は建築後27年が経過しており、屋根の破損、室内の壁紙がはがれるなど、内装、外装ともに老朽化による損傷箇所が増加してきております。こういった内科及び歯科診療所の問題は、町立診療所として早急に改善しなければならない大きな課題の一つと考えております。

これらを改善するためには長期にわたる休診を行い、大規模な改修工事を実施しなければなりません。

しかし、僻地診療所の責務として、地域住民の生命、健康を守ることが第一であるため、長期の休診は避けなければなりません。

議員御指摘のとおり、造田内科診療所、造田歯科診療所を琴南支所に統合し、行政機能と医療機能を集中することにより、地域医療に対する内科、歯科の連携も図れ、住民へのサービスがより一層向上することは確かと考えます。

琴南支所への統合により、両診療所の構造的問題が一举に解決できる上に、工事期間中においても、長期休診を行う必要がないというメリットがございます。

また、美合地区にある琴南総合センターは、昭和48年の建築で40年を超えており、耐震構造となっていないばかりか、外壁の崩落、室内コンクリートの欠落等、建物全体の老朽化が著しく進んでおることからも、この地域の中核施設であり、避難場所でもある琴南総合センターの改築が急がれると考えております。

住民がどこに住んでいても平等な行政サービスを受けることができる体制を構築するには、あくまでも地域住民の生活を第一に考え、地域住民、議会、行政がともに知恵を出し合うことが必要です。

三好郁雄議員の貴重な御意見を参考に、内科・歯科診療所はもとより、琴南支所、美合出張所、総合センターの今後のあり方を琴南地区全体の課題として総合的に検討してまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、5番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 町長の大変温かい答弁ありがとうございました。

今後、診療所を統一することになるべく御期待いたしておりますので、それでは私の質問を終わります。

○関洋三議長 以上で、5番、三好郁雄君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、松下一美議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、2点につきまして質問させていただきます。

まず、まんのう天文台と周辺の整備についてをお伺いいたします。

先月、11月5日の教育民生常任委員会の中寺廃寺跡やまんのう天文台の現地視察に同行させていただきました。

まんのう天文台は県下でも数少ない本格的な天文観測所ではないかと思われます。大川山頂にあり、周りに人家等がない関係で、明かりもなく、絶好の場所ではないかと思われます。最新のコンピュータ制御の30センチの反射式望遠鏡と、最新の設備で惑星や月、太陽などが観測できます。

開所以来、先日の町長の報告でもありましたが、半年で900名近い方が訪れたとのことであります。

議会報告会におきましても、申し込み先等の質問があり、関心の高さがうかがえました。

最近では、10月8日における皆既月食があり、午後7時25分ごろには赤銅色の鮮やかな月を観察することができました。来年、また、4月4日には皆既月食が見られるそうであります。

今月14日夜にはふたご座流星群がピークを迎え、1時間に50個以上の流れ星が見られるとのことであります。午後9時から11時ごろのかけての観測ができるとのことでありますが、いずれにいたしましても、4,000万円近くのリニューアルをかけたものであり、多くの方々に利用していただけたらと思います。もっと広報等によりましてPRすべきではないでしょうか。

天体ショーが観測されるようなときには、十分な観測ができるよう、時間の延長ができないものかお伺いいたします。

中寺廃寺跡地、そしてまた歴史的文化的遺産でもあり、天文台からは遠く瀬戸大橋も一望できました素晴らしい眺めであります。

また、山頂からは剣山も眺められるまんのう町にとって、満濃池、中寺廃寺跡、そしてまんのう天文台と一大観光スポットであります。自然との調和のとれた整備が望まれるところでありますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの御質問に答えいたします。

松下議員さん御指摘のように、まんのう天文台は県下でも有数の天文台でございます。ことし4月のオープン以来、11月末までに、計画では施設見学、天体観測を合わせまして600人の利用者を見込んでおりました。夏の天候不順によりキャンセルが相次いだにもかかわらず、907人の方に御利用いただきました。

もう少しPRをしてはどうかということでございますが、30センチの反射望遠鏡、13センチの屈折望遠鏡に加え、太陽望遠鏡も完備しており、昼夜関係なく観察が行えるこ

とに加え、光の妨害が極めて少なく、星の観察には非常に適しているのが大きな特徴であり、PRすべき点であると考えております。

その上で、今まで蓄積してきたデータをまとめて展示するようなことを計画し、また、まんのう広報へも天文台の記事や写真を定期的に掲載していこうと考えております。

また、利用時間をもう少し遅くまでして、じっくりと観察できないかということでございますが、例えば流星群が夜遅くに見える場合や、月食など天体イベントが開館時間を超えてある場合は、開館時間を延ばして、キャンプ場と連携をしながら特別観望会を実施できたらと考えておりますので、御理解をいただけたらと思います。

また、松下議員さんがおっしゃられますように、中寺廃寺跡の展望台からの眺望はすばらしく、ほぼ香川県全域が見渡せるばかりでなく、遠く瀬戸大橋を初め、岡山県、そして天氣がよければ伯耆大山まで望むことができます。

中寺廃寺の基本計画で策定された整備におきましては、古代讃岐の神秘的な時空間体験を理念として掲げております。

遺跡自体が歴史上、学術上非常に評価が高く、自然と融合した遺跡であることを強調しながら、自然環境と調和した整備を行うことにより、積極的な活用を行うとしております。

中寺廃寺跡が山岳修行の地であることから、建物等の復元、車道の開設は行わず、ここを訪れることにより、山奥深い大自然の中で往時の修行僧が身を置いた非日常的な環境を体験し、日々の生活に追われる現代人が人間本来の姿を回復することができる場となることを目的として整備しておりますので、御理解いただけたらと思います。

大川道からの駐車スペースは国有林及び保安林内であり、現在、保安林を管理する作業道敷として無償貸し付けを受けており、現状の広さの駐車場を確保するのがやっとの現状でございます。駐車場としては、柞野道駐車場、江畑道駐車場を整備しております。柞野道駐車場は国道438号線より3.2キロで10分、江畑道駐車場からは国道438号線より6.4キロで約13分となっております。それぞれの駐車場からは徒歩で2キロ、1時間45分、1.5キロ、1時間30分ですので、ぜひここを御利用いただき、四季折々に咲く草花や木々の移ろいなどを散策しながら歩いていただき、理念であります古代讃岐の神秘的な時空間を史跡中寺廃寺跡で体験していただきまして、その後、まんのう天文台、そして大川山山頂を目指していただけたらと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、12番、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま議長お許しいただきましたんでありますが、町長の答弁の中におきまして、時間的には観望会のときには時間延長も考えられるということでありましたけど、この案内によりますと、日没から午後10時ということでありまして、実質的に冬場でありましてとかなりな時間観測できるかと思えますけど、夏場におきまして、ほんの一、二時間でなかろうかと思われます。そういう中で、やはりある程度の余裕を持って天体ファンの方々が利用できるような、そういうことはしっかりとお願いしておきたいと思

っております。

そしてまた、山頂におきましても、町長も言われましたように、駐車台数が本当にわずかでありまして、土地の関係もあるかと思われますけど、もう少しとれないものかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○関洋三議長 答弁、担当課、社会教育課長、脇隆博君。

○脇社会教育課長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

10時までの期間で、夏場ですと非常に時間が短いのではないかとということでございますが、10時以降にしますと、また帰りの時間等、山頂でございますので、事故等もあつても困ります。また、子供さん等も利用されておりますので、観望会におきましては、基本的には10時までというふうにいたしております。

また、先ほど、町長答弁の中で申しましたように、特別観望会等を実施いたしますときには、ぜひキャンプ場等を利用して宿泊をしていただきまして、遅くまでできるような観望会を実施していきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

また、山頂における駐車場が少ないということでございますが、キャンプ場の駐車場のほうにとめていただいて、少し距離はありますが、歩いてきていただいて観望のほうをしていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○関洋三議長 再質問、12番、松下一美君。

○松下一美議員 それでは、今、いろいろと言われました点につきまして、しっかりと御検討いただいたらと思っております。

そして、2点目に移らせていただきます。

○関洋三議長 それでは、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 2番目に、自衛消防の助成金についてであります。

自衛消防におきましては、6月定例におきましても質問を行いました。現在、10団体の自衛消防、そしてまた4団体の婦人防火クラブへ年間約330万円ほど、平均でありますと1団体に二十数万円の助成が支給されておりますが、平成25年度の各種団体助成金支出状況調査によりますと、減額可能額10%から20%とありますが、近年、各地で大災害が多発しております。8月における広島市安佐地区の土砂災害により74名のとうい方々が亡くなられております。そしてまた、御岳山の噴火におきましても57名の方が亡くなられ、6名の方がまだ行方不明のまま年を越すという本当に悲惨な状況であります。

自然の猛威の前にはなすすべもないというところであり。将来起こり得るであろうと予想されております南海トラフ大地震等に備え、各地で防災、減災対策をとられ自主防災に取り組まれておるところであります。自衛消防におきましても装備の充実が望まれるところであり。各団、ある程度の内部留保はしておりますが、軽消防自動車にいたしましても約220万円、そして可搬ポンプにおきましても70万円から80万円と高額

であり、ただいま半額の助成はいただいておりますが、導入更新に備えて現在の助成は維持していただきたいと思われまふ。そして、早急に整備の充実を図ってまいらなければならないと思っておりますので、町長のお考えをお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの２番目の御質問に答えいたします。

６月議会で申し上げましたとおり、自衛消防団、女性防火クラブの皆様には、地域防犯のかなめとして、日夜自主的に地域の安全・安心のために御尽力いただいておりますこと、また、集落コミュニティーの醸成に大きく貢献されていること等、非常に心強く、感謝を申し上げるところでございます。

また、御指摘のとおり、南海トラフを震源地とした巨大地震は３０年以内の発生が７０％以上と非常に高い確率で発生予測されており、仮に最大クラスの地震ともなれば、人的・物的被害も相当数が見込まれるとともに、ライフラインの復旧においてもかなりの時間を要することから、大変厳しい生活環境が生じるものと考えられます。

現在、自衛消防団を対象とした助成は大きく二つの項目に分かれており、一つは資機材の購入において補助を行うもの、二つ目は活動助成を行うものがございます。

平成２５年度各種団体助成金支出状況調査において報告を行いました御指摘の項目は活動助成金であり、団員数や活動内容、装備する資機材の数量などに応じて助成するものであり、平成２５年度には１４団体に合計で３３０万円の助成を行いました。この助成金の交付においては、合併特例効果が減少していく中での厳しい財政事情を踏まえ、他の助成金交付団体と同じように、事前に各団体に決算報告書などを提出していただいた上で、助成金の額に過不足がないか調査を行い交付しているものでございます。

また、調査報告の内容におきましても、各団体において事情は異なるものの、消防防犯に特化した公金の支出に適した運用となっているかを精査しているところでありますので、今後とも適正執行に御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、活動助成とは別に資機材の購入に要する経費についても２分の１を限度に補助を行っており、各団体ともに御活用いただいております。

このことから、大災害に備えての資機材等の整備においては、引き続き継続した資機材購入助成金を御活用いただくことといたしております。

１１月２２日の夜には、長野県北部の白馬村を震源地とした直下型地震が発生したばかりですが、大災害が発生した直後の公的機関はほとんど機能喪失状態であると考えられるため、住民の生命と財産を守るには、地域に根差した自衛消防団を初めとする自主防犯組織の協力が非常に重要となるものであります。

今後とも、地域防犯力向上のために必要な支援は継続して行う所存でありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、１２番、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま町長の答弁をいただいたわけでありますが、一応資機材の購入費ということではありますが、その中で、また中には車両の購入という分団もあります。そういう中でありますので、実質的に内部留保がかなりの額に上がっておるところもあります。しかし、公設と違いまして、かなりの中には屯所の老朽化も見られております。そういう場合は２００万円を限度とするというやはり縛りがあります。そういう中で少しのお金はためておかないと、なかなか更新もままならないのが現状でありますので、今後とも、助成につきましては維持していただき、自衛消防の充実を早急に図れるよう、町当局にお願いしたいと思います。お願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 以上で、１２番、松下一美君の発言は終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす１２月１０日、午前９時３０分といたします。本議場に御参集願います。

本日の会議はこれにて延会いたします。

延会 午後４時５６分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 6 年 1 2 月 9 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員